

# 騒音事件に関する研究会

## 令和5年度報告書

令和6年3月

公害等調整委員会



## 目次

はじめに .....	1
1. 府県公害審査会及び公害苦情相談アドバイザーを対象とするヒアリング .....	2
1-1. 大阪府公害審査会ヒアリング .....	2
1-1-1. 大阪府公害審査会及び大阪府の体制 .....	2
1-1-2. 府内市町村との連携 .....	3
1-1-3. 公調委との連携・公調委への要望 .....	3
1-2. 宮城県公害審査会ヒアリング .....	3
1-2-1. 宮城県における体制 .....	3
1-2-2. 県内市町村との連携 .....	4
1-2-3. 公調委との連携 .....	4
1-3. 公害苦情相談アドバイザーヒアリング .....	4
1-3-1. 市区町村が抱えている悩みとその解決策 .....	4
1-3-2. 都道府県の果たすべき役割、取り組むべき事柄 .....	5
1-3-3. 都道府県公害審査会の課題 .....	5
1-3-4. 公調委が果たすべき役割と取り組むべき事柄 .....	5
1-4. ヒアリングからのポイント .....	5
2. 都道府県・市区町村に対するアンケート .....	7
2-1. 都道府県公害審査会へのアンケートの概要 .....	7
2-1-1. 都道府県公害審査会にとって必要な事項 .....	7
2-1-2. 都道府県の取組状況 .....	8
2-2. 市区町村公害苦情相談窓口担当部局へのアンケートの概要 .....	9
2-2-1. 市区町村公害苦情相談窓口にとって必要な事項 .....	9
2-2-2. 市区町村の取組状況 .....	10
3. 騒音問題に関する調停成立事件の分析 .....	11
3-1. 公調委調停事件について .....	11
3-1-1. 調停内容 .....	12
3-1-2. 調停成立事件における調査実施の状況 .....	12
3-1-3. 調査の結果と調停内容 .....	12
3-1-4. 申請人/被申請人ヒアリング及び調停期日の回数 .....	12
3-1-5. 健康被害の申立てにおける診断書 .....	13
3-1-6. 自治体の関与 .....	13
3-1-7. 公調委の調停における基本的な考え方 .....	13
3-2. 都道府県公害審査会調停事件について .....	15
3-2-1. 調停内容 .....	15
3-2-2. 調停成立事件における調査実施の状況 .....	15
3-2-3. 調査の結果と調停内容 .....	15
3-2-4. 調停期日の回数 .....	15
3-2-5. 都道府県公害審査会における調停成立のポイント .....	16
4. 専門委員意見交換会 .....	17

4-1. 第1回専門委員意見交換会.....	17
4-1-1. 他の専門委員の意見書閲覧について .....	17
4-1-2. 案件処理の適正化について .....	18
4-1-3. 相当範囲性.....	18
4-1-4. 事件処理の適正化、迅速化について .....	19
4-2. 第2回専門委員意見交換会.....	19
5. 総括 .....	20
2年間の本研究会の活動を受けて .....	21

## はじめに

近年、地方自治体における公害苦情・相談の中で、騒音・低周波音・振動を原因とした苦情や相談の割合が高まっており、これと並行して公害等調整委員会(以下「公調委」という。)でも騒音・低周波音・振動を原因とした事件の申請が増加している。

これらの騒音・低周波音・振動の問題(以下、単に「騒音問題」という。)について、公調委や都道府県公害審査会における事件対応や地方公共団体における苦情処理の動向を解析し、騒音紛争事案への対応のあり方を検討することを目的として、令和4年度に公調委に「騒音問題に関する研究会」を発足させ、検討を開始した。

令和4年度においては、騒音事件に関する公調委の専門委員3名を構成員とした研究会を設置し、公調委が扱った近年の騒音事件の状況の分析や、公害苦情相談アドバイザーへのアンケート、市区町村・都道府県における公害苦情処理の動向データの分析等を踏まえて、市区町村、都道府県、公調委の役割分担と支援のあり方や、公調委における騒音公害問題への対応、騒音等の分野における専門委員の役割等を整理し、当面の課題を抽出し、報告書を取りまとめた。

今年度においては、昨年度の報告を踏まえ、都道府県公害審査会や公害苦情相談アドバイザーへのヒアリング、都道府県公害審査会及び市区町村担当者を対象としたアンケート等を実施し、併せて中央委員会及び都道府県公害審査会における調停成立事件を分析した。また、これらの分析結果を資料として、騒音・振動事件に関する公調委の専門委員(9名。昨年度の研究会構成員3名を含む)による意見交換会を開催し、専門的見地からの議論を行った。

令和5年度の事務局は、公調委から業務を受託した一般財団法人行政管理研究センターが担当した。

## 1. 府県公害審査会及び公害苦情相談アドバイザーを対象とするヒアリング

都道府県公害審査会における騒音問題に関する調停成立事件での調停の進め方についての情報を収集するため、大阪府及び宮城県公害審査会の会長等及び事務局担当者へのヒアリングをWEB会議にて実施した。

ヒアリング事項は以下のとおり。

- 都道府県・市区町村としての騒音関係の取組体制
- 都道府県の環境研究所等の有無・審査会での活用
- 都道府県公害審査会における騒音測定要否判断の基準
- 担当職員の専門性向上の取組・研修等
- 都道府県内の市区町村苦情相談窓口に対する支援の有無
- 都道府県の担当者と市区町村の担当者との連携
- 公調委に引き上げてほしい事案
- 公調委から発信してほしい情報等公調委への要望

また、市区町村における公害苦情への対応の実態を把握するため、市区町村の相談担当者からの相談に応じている公害苦情相談アドバイザー7名からのヒアリングを実施した。ヒアリングは、公調委がWEBで開催した公害苦情相談アドバイザー懇談会にて行った。

公害苦情相談アドバイザーへのヒアリング事項は以下のとおり。

- 市区町村から挙げられている騒音苦情相談の実情
- 騒音苦情相談に対する対応職員への助言
- 騒音苦情相談に対する取組・研修等
- 騒音苦情相談に対する課題

### 1-1. 大阪府公害審査会ヒアリング

日時:令和6年2月13日(火) 14:00~15:00

参加者:大阪府公害審査会会長、

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課騒音振動グループ

大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境審査グループ

#### 1-1-1. 大阪府公害審査会及び大阪府の体制

- ・ 調停委員会では双方の納得感をどうすれば得られるかを考える。調停の可能性があると見込んだ事件では、調停成立に向けて必要な調停回数を重ねている。
- ・ 申請に典型7公害ではないものが含まれていても、双方から事情をお聞きして、できるだけ打開点を見いだしている。建築環境工学が専門の委員もおり、被申請人に対し、光害について配慮すべきだというアドバイスをしていただいた事例もある。
- ・ 調停委員会は委員15名の中から事案ごとに3名体制で構成し、弁護士が委員長を務める。騒音振動の事案が多いため、騒音振動が専門の委員の負担が多くなるが、引

き受けていただいております。測定においても実際に現地で関与して下さる。非常にありがたい状況にある。

- ・ 工場騒音と建設騒音については、騒音規制法の事務は市町村が担当しているため、府は市町村に対する技術的なサポートを行っている。大阪府立環境農林水産研究所は騒音を扱わないので、府における騒音関係の業務は試験・研究的なことも含めて府庁が全てを行っている。
- ・ 公害審査会の事件で測定が必要な場合、簡単なものであれば、市町村に測定を依頼することもあるが、府の騒音振動グループ(大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 騒音振動グループ)が測定している。

※ 事例として、集合住居の建設工事及び建設後に生じ得る騒音振動等の訴えに関する調停成立事案の紹介があった。(調停事件のため、詳細は記載しない)

#### 1-1-2. 府内市町村との連携

- ・ 市町村の環境部局を対象として、公害紛争処理制度や公害苦情処理についての説明の場を設け、公調委事務局や公害苦情相談アドバイザーによる講演を実施し、公害調停についてのアドバイスも行っている。
- ・ 技術的な支援としては、年に3回、初級、中級、応用の3段階の研修を実施。

#### 1-1-3. 公調委との連携・公調委への要望

- ・ 公調委は、都道府県公害審査会の活性化を促す手立てを行う必要があるのではないかと。中央労働委員会(中労委)は全国的に各都道府県労働委員会の活性化を非常に熱心にやっている。中労委に比べ、公調委は、そのような都道府県公害審査会に対する活性化のための情報提示が少し少ないのではないかと常々感じている。おそらく都道府県において潜在的な事件はあると思うので、それを拾い上げてくるような手立てを公調委からやってほしい。
- ・ 公調委の公害苦情処理事例集は市町村の担当職員の苦勞がよく分かるものであり、継続してほしい。また、市町村研修の際、公調委から良いアドバイザーが派遣されている。引き続き実施してほしい。

#### 1-2. 宮城県公害審査会ヒアリング

日時:令和6年2月15日(木) 11:00~12:00

参加者: 宮城県公害審査会会長代理  
宮城県環境生活部環境対策課

##### 1-2-1. 宮城県における体制

- ・ 騒音測定については、本来申請人自身が必要なデータを測定することを踏まえ、各調停委員会において、測定の可否を判断している。

- ・ 県審査会では、必要に応じて宮城県保健環境センターと連携し、測定機器の貸出しや測定の依頼をしている。

※ 事例として、倉庫からの騒音等を低減するために必要な措置を講じることを請求した調停成立事案の紹介があった。(調停手続は非公開事件のため、詳細は記載しない)

#### 1-2-2. 県内市町村との連携

- ・ 例年、宮城県では、春先に、市町村の職員も対象とした、騒音、振動、悪臭の担当者研修会を実施し、騒音測定に関して学ぶ機会を設けている。公害苦情処理担当者研修会も併せて実施し、公調委の公害苦情相談アドバイザーを講師として招き、公害紛争処理制度や制度の活用を学んでいる。
- ・ 市町村からの相談に対して可能な限りアドバイスしている。

#### 1-2-3. 公調委との連携

- ・ 加害行為と被害との因果関係の証明が難しい案件を公調委に取り上げてほしい。
- ・ 公害苦情相談アドバイザーが市町村職員の対応に関する相談も受けている PR をさらに望む。
- ・ 制度の適切な活用の PR を望む。

#### 1-3. 公害苦情相談アドバイザーヒアリング

日時:令和6年2月6日(火) 14:00~16:00

参加者: 利光 泰和(大分市環境部環境対策課調査官)  
松島 貢((公社)日本騒音制御工学会事務局長)  
三ツ橋悦子((社福)品川区社会福祉協議会事務局次長)  
藤本 正典(KEI環境技術士事務所技術士)  
上野 邦夫(板橋区健康生きがい部生活衛生課課長補佐)  
向笠 晃司(我孫子市環境経済部生活衛生課主査)  
横島 潤紀(神奈川県環境科学センター調査研究部主任研究員)

##### 1-3-1. 市区町村が抱えている悩みとその解決方策

- ・ 市の担当者が現場に調査に行っても体感できない、確認できない、原因不明、法令適用できない、苦情者がなかなか納得しないような苦情が寄せられる。
- ・ 苦情担当職員の在籍年数が短くなり、経験不足が生じており、技術継承が難しくなっている。
- ・ 騒音計等の機器がそもそも足りない、また、機器があっても使い方に関する知識が不足している。



- ・ 法令や条例毎に騒音の評価点が異なってくるが、私法上の受忍限度を考えると、どの公法上の基準値を当てはめて検討すべきかが明確でない。騒音規制法の対象になっていないエアコンの室外機、エコキュートなどは、条例で規制する必要があるのではないかと考えられるが、現状ではほとんどの自治体で取り上げられていない。

#### 1-3-2. 都道府県の果たすべき役割、取り組むべき事柄

- ・ 実際の苦情の現場に携わったことのない都道府県職員が、市区町村の苦情相談、指導、アドバイスを行うこと自体、無理があると思う。都道府県も日常的に、傘下の市区町村が対応している苦情処理、騒音問題、振動問題に関与できるような制度設計を考える必要があるのではないか。

#### 1-3-3. 都道府県公害審査会の課題

- ・ 騒音振動関係は都道府県と市区町村の繋がりが少ない。改めて、両主体間の繋がりを再構築するような制度設計を考える時期に来ているのではないか。
- ・ 公害審査会は、市区町村との連携、さらに、都道府県同士の連携を構築すべきではないか。
- ・ 公調委・都道府県が積極的に市区町村との垣根を低くする必要がある。

#### 1-3-4. 公調委が果たすべき役割と取り組むべき事柄

- ・ 苦情処理事例集の発行及び市区町村との対応事例の共有の継続。
- ・ 航空、鉄道、騒音が組み合わされた複合騒音が近年苦情問題として登場してきており、単体の部署だけでは解決が難しくなっている。解決に向けてのモデルケースの作成等、解決への道筋を提示してもらいたい。
- ・ 公調委の取り扱う調停事件として、広域・県際事件とともに、近隣公害である近隣騒音事件も受け付けることがあるため、都道府県公害審査会との違いがわかりにくい。
- ・ 受忍限度をどう考えるのか、議論を取りまとめてほしい。
- ・ 苦情対応事例のデータベース化と市区町村の担当者が容易にアクセスできる仕組みを構築すべきである。
- ・ 騒音測定・評価一般に関するマニュアルがないのは大きな課題。
- ・ 現場の職員は騒音振動関係で悩んでおり、法的・制度的解決に至る前段階で生じる悩みや課題等を相談できるようなセクションの整備を検討する必要があるのではないか。

#### 1-4. ヒアリングからのポイント

- ・ 大阪府及び宮城県の公害審査会のヒアリングから、申請人側の主張に公害としての要件を充たしているか、科学的に被害が証明できるか、疑問のあるような事案、当事

者間の意見の対立が激しく、調停の継続が困難と考えられるような事案であっても、紛争の解決とその後の紛争の防止のために、期日を重ねて当事者の言い分を傾聴し、信頼関係を形成していくことで、当事者の納得性の高い適切な合意解決を導いた事例が報告された。

- ・ 両審査会いずれも、委員構成において、法曹や騒音・振動等の専門家である委員の役割の重要性が改めて強調された。ただし、両審査会は、地元大学等の専門家の協力を得やすいという有利な点があると思われ、他県の公害審査会において同様に専門家を確保できるかどうか大きな課題である。
- ・ 都道府県の体制に関しては、騒音規制法や振動規制法の事務が市区町村事務とされたことや、地方研究機関の独法化(大阪府の例)等により協力が得られにくくなっている(大阪府の例)こと等により、都道府県公害審査会の調停活動の支援や市区町村支援の能力の維持・確保が難しくなっていることが述べられた。
- ・ 公調委に期待する役割としては、都道府県と市区町村との連携の強化が挙げられ、そのための方策として、事例集・データベース・マニュアル等の継続的な提供、自治体職員が相談できるセクションの整備、連携を可能とする制度再構築、等が提起された。これらの期待される役割の中には、公害紛争処理行政の課題として公調委が取り組むべきもののほか、環境行政等と不可分のものとして、環境省等の国の他機関等と連携して取り組むべきものも挙げられており、国の他機関との課題共有の必要性も示唆された。

## 2. 都道府県・市区町村に対するアンケート

都道府県及び市区町村における公害苦情処理の実態を具体的に明らかにするため、前述のヒアリングに加えて、全都道府県公害審査会及び公調委主催のブロック会議への参加実績のある市区町村苦情相談担当部局を対象に、WEB アンケートを実施した。

都道府県公害審査会への調査事項は以下のとおり。

- ・都道府県としての騒音関係の取組体制
- ・都道府県環境研究所等の有無と公害審査会での活用
- ・都道府県公害審査会における騒音測定要否判断の基準
- ・担当職員の専門性向上の取組・研修等
- ・都道府県内の市区町村苦情相談窓口に対する支援の有無
- ・都道府県の担当者と市区町村の担当者との連携
- ・公調委に引き上げてほしい事案
- ・公調委から発信してほしい情報等公調委への要望

市区町村苦情相談担当部局への調査事項は以下のとおり。

- ・市区町村としての騒音関係の取組体制
- ・担当職員の資質向上の取組・研修等
- ・都道府県からの支援の有無
- ・都道府県の担当者と市区町村の担当者との連携
- ・公調委に引き上げてほしい事案
- ・公調委から発信してほしい情報等公調委への要望

### 2-1. 都道府県公害審査会へのアンケートの概要

回答状況:送付 47 団体 回答 25 団体 回答率 53.2%

#### 2-1-1. 都道府県公害審査会にとって必要な事項

都道府県公害審査会会長と事務局担当者に、審査会としてどのような機能や体制が必要か、そのうち何が最も重要かを訊ねたところ、以下の結果であった。

表1. 都道府県公害審査会にとって必要な事項

	必要		うち、最も必要	
当事者間調整のノウハウ	25	100%	7	28%
騒音測定技術	20	80%	2	8%
市区町村との連携強化	23	92%	3	12%
都道府県間の連携強化	18	72%	1	4%

計測機器による対応	20	80%	4	16%
集合研修	17	68%	2	8%
WEB 研修	22	88%	1	4%
公調委の相談機能	16	64%	4	16%

最も必要なものとしては、当事者間を調整するノウハウ、との回答が28%で最も多かった。

都道府県と市区町村の間の連携については、事案による、という追記が1件あった。

都道府県間の連携については、情報を共有することは望ましい、との意見があった。

事件対応に騒音の計測機器が必要か、との問いについては80%の都道府県が「必要」と回答しているが、一方で以下のとおり、測定値に頼ることの危険性を追記回答していることにも注目する必要がある。

- ・ 騒音苦情の解決は被害者の被害感を軽減することにより図られるものであり、必ずしも客観的なデータを計測する機器が必要であるとは言えない。
- ・ 測定の結果、基準内であれば、加害者側が調停に応じないことも想定され、必ずしも必要ではないと思う。

研修の方式については、研修内容による、計測機器のレクチャーに関する内容を含むのであれば集合研修、と2件の追記があった。他方、WEB研修としては、計測機器のレクチャーに関する内容を含まず、事例紹介等だけであればWebでよい、との追記が1件あった。

## 2-1-2. 都道府県の取組状況

表 2. 都道府県の取組状況

	あり	
条例規則の制定	20	80%
騒音計測機器の配備	23	92%
市区町村に対する研修	13	52%

80%の都道府県で、騒音について指導／関与するための条例・規則等が制定されていた。これらの条例・規則等には、騒音規制法の特定施設の横出し・上乘せ、拡声器の使用の制限、深夜営業騒音の規制、重機作業の規制、アイドリングストップの義務化など、各自自治体の地域の状況に応じた様々な内容のものがあった。

騒音計測機器はほとんどの都道府県に配置されていて、持っていないとの回答は2自治体のみであった。

管内市区町村に対する研修は52%の都道府県で実施していた。うち、1県では県環境科学センターが技術研修を行っていた。

他の自治体に参考としてもらえるような、参照すべき好事例は今回の調査では挙がらなかった。また、中央委員会(公害等調整委員会)へ移したかった事例も挙がらなかった。

難航した事件を分析しておくことは極めて有意義であり、こうした事例を公表することには解決すべき点が数多くあるが、例えば、自治体と共同で事例の分析を行うなど、情報収集方法を工夫して取り組むことが必要である。

## 2-2. 市区町村公害苦情相談窓口担当部局へのアンケートの概要

回答状況:送付 186 団体 回答114団体 回答率:61.6%

### 2-2-1. 市区町村公害苦情相談窓口にとって必要な事項

表 3. 市区町村公害苦情相談窓口にとって必要な事項

	必要		うち、最も必要	
当事者間調整のノウハウ	114	100%	43	38%
騒音測定技術	112	98%	25	22%
都道府県との連携強化	103	90%	18	16%
市区町村間の連携強化	101	89%	15	13%
計測機器による対応	98	86%	20	18%
集合研修	101	89%	12	11%
WEB 研修	101	89%	8	7%
審査会や公調委の相談機能	105	92%	16	14%

最も必要なものとしては、当事者間を調整するノウハウ、との回答は100%、うち、最も必要との回答が38%であった。次いで、騒音測定の技術が必要98%、うち、最も必要との回答も22%あり 2 番目に多かった。

事件対応に騒音の計測機器が必要か、との問いについては86%の市区町村が「必要」と回答し、最も必要とした市区町村も20%で 3 番目に多かった。対応状況により必要となる場合がある、との追記も 1 件あった。一方で以下のとおり、都道府県公害審査会と同様に、測定値に頼ることの問題を追記している。

- ・ 騒音計で測定し基準を下回る数値だった場合、対象に「基準を遵守しているからこれ以上対応する必要はない」という考えを持たせてしまう可能性があるため測定しない方がよい事案もあると考える。

都道府県との連携については、条例解釈や苦情対応の相談などで必要、という追記が 1 件あった。

研修の内容については、苦情解決に特化した研修を行うべき、との追記が 1 件、実測訓練などを研修に取り入れてもらいたい、との追記が 1 件あった。研修の方式については、

ブロック会議で共有できれば、という追記が 1 件、WEB 形式での研修については、集合研修を受けられない方など向けにあっても良い、見返しができるとより良い、という追記もあった。

## 2-2-2. 市区町村の取組状況

表 4. 市区町村の取組状況

	あり	
条例規則の制定	43	38%
計測機器の配備	108	95%

今回対象としたのは公調委主催のブロック会議への参加実績のある市区町村という選択バイアスはあったが、条例・規則を制定している市区町村が38%、計測機器を配備している市区町村は 95%に上った。

他の自治体に参考としてもらえるような参照すべき好事例があると回答した市区町村が 3 件、難航事例があると回答した市区町村は 12 件あり、また、都道府県公害審査会や中央委員会(公害等調整委員会)へ移したかった事例があると回答した市区町村は 14 自治体に上った。

好事例の共有が必要、との特記が 1 件、公害苦情の未然防止につながった好事例や取組等があれば教えてほしい、という特記も 1 件あった

アンケートの結果からは、市区町村においても、予算や人員等の制約がある中で制度の整備や測定体制の確保等の騒音問題の解決のための取組を講じており、また職員は調整ノウハウの収集や測定調査技術の習得に意欲を有し、自治体間の連携の必要性を意識していることがうかがえた。

### 3. 騒音問題に関する調停成立事件の分析

今年度は、騒音事件に関する紛争の迅速かつ適正な処理に資するよう、調停成立の経緯を調査・分析した。

分析対象としたのは、資料がデジタル化されている平成23年度から令和4年までの公調委の調停成立事件 28 件と同時期の都道府県公害審査会の調停成立事件109件である。

「騒音事件に関する研究会 令和4年度報告書」で取り纏めた「公調委が扱った近年の騒音事件の現状と課題」や「公調委における騒音公害問題への対応」を踏まえ、まず、調停内容から以下の2種類に分類した。

- ① 騒音等の測定の結果、基準を越えていることが明らかな場合などにおいて、被申請人に対し、具体的な対策工事等の実施を約束させる内容のもの  
⇒「被申請人要対応」  
例：「被申請人は、申請人との敷地境界(別添図に位置を図示)に高さ〇メートルの遮音壁を設置すること。」
- ② 騒音等の測定の結果等からは、基準は越えていないことが明らかではあるものの、紛争を解決し、将来の紛争再発を防ぐために、被申請人に、従前遵守していたことを引き続き遵守するよう約束させて、清算条項を設ける内容のもの、または、騒音等の測定の結果等からは、基準は越えていないことが明らかであり、申請人側にも被申請人を監視する、警察等に頻繁に通報する等の行為があった場合などに、紛争を解決し、将来の紛争再発を防ぐために、申請人・被申請人の双方に対し、相手方に配慮することを約束させ、清算条項を設ける内容のもの  
⇒「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」  
例：「被申請人は、従前に引き続き、(対象機器)を適切に使用し、(対象作業)を可能な限り丁寧に行うことを約束する。」  
「被申請人は、今後も、(対象施設)周辺的生活環境に配慮するものとし、(対象施設)から発生する音の敷地境界における数値が規制基準を下回る状態を保持するものとする。」  
「申請人及び被申請人は、互いに平穏に生活及び業務を継続できるよう配慮することを約束する。」

そのうえで、職権調査の有無、自治体調査又は当事者調査の有無、専門委員等からの意見書の有無、当事者へのヒアリング及び調停期日の回数などを分析した。

また、警察への通報や裁判所への提訴の有無、健康被害を訴える事件では診断書の有無、調停後の自治体の関与等もみた。

#### 3-1. 公調委調停事件について

対象期間に公調委が係属した騒音等(低周波音を含む)事件 106 件のうち、調停が成立したのは 28 件、26%であった。

### 3-1-1. 調停内容

28 件のうち、調停内容が上述の分類で「被申請人要対応」となったのは 17 件 61%、11 件 39%は「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」であった。

### 3-1-2. 調停成立事件における調査実施の状況

28 件のうち、職権調査が行われたのは 24 件 86%、実施しなかったのは 4 件 14%であった。自治体調査が行われていたのは 10 件 36%、申請人/被申請人による調査の結果が提出されていたのは 18 件 64%であった。

### 3-1-3. 調査の結果と調停内容

調停内容が「被申請人要対応」となった 17 件では、職権調査で 2 件、市区町村調査で 4 件、申請人/被申請人の調査で 9 件、合計 16 件が何らかの「基準超え」であった。

調停内容が「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」となった 11 件の中では、職権調査、市区町村調査、申請人/被申請人の調査のいずれかで「基準超え」であったのは 5 件あったが、このうち、職権調査で「基準超え」であったのは 2 件であった。

### 3-1-4. 申請人/被申請人ヒアリング及び調停期日の回数

28 件のうち、ヒアリングについて明確な記録のある平成 29 年 4 月以降の事件 14 件について、ヒアリングの回数、及び、28 件の調停期日の回数は以下のとおりで、単純平均では 2.9 回であった。

ただし、公調委の調停事件、特に職権で裁定から調停に移行した事件では、手続の過程で当事者が合意可能な事項と歩み寄りが必要な事項とが既におおむね整理されていることが多い。そのうえで、調停の進行では、当事者双方に対して裁定委員会の心証を踏まえてそれぞれの当初の意見から歩み寄るよう、例えば被申請人が講じる具体的な対応の詳細等を調整するため、期日を設けることになる。裁定事件として係属した後に終結して調停に移行した事件では既に裁定事件としてヒアリングや期日が重ねられており、今回の分析では裁定事件の段階での回数がカウントできていない中でのデータであることに留意したい。

表 5. 公調委の調停成立事件におけるヒアリングの回数

回数	1-2	3-4	5-6	7-8	合計
度数	5	5	1	3	14



表 6. 公調委の調停成立事件における調停期日の回数

回数	1-2	3-4	5-6	7-8	9-10	11-15	16-	合計
度数	21	4	1	1	0	0	1	28

### 3-1-5. 健康被害の申立てにおける診断書

28 件のうち、申請人の申立ての中に何らかの健康被害が含まれていたのは27件であり、このうち医師による診断書の提出があったのは9件33%、提出されなかったのが18件67%であった。

診断書提出があった9件のうち、調停内容が「申請人要対応」となったのは6件67%であった。一方、診断書提出がなかった18件のうち、調停内容が「申請人要対応」となったのは8件44%であった。

### 3-1-6. 自治体の関与

28 件のうち、調停の内容に自治体の関与が盛り込まれた(例:被申請人は規制基準を遵守するよう自治体から指導があった場合には従う 等)のは1件4%であった。

### 3-1-7. 公調委の調停における基本的な考え方

公害紛争処理法に基づく公調委の紛争処理制度には、あっせん、調停、仲裁及び裁定があるが、現在公調委に提出される騒音・振動案件の大半は裁定(原因裁定、責任裁定)を求めるものである。公調委においては、これらの申請に基づき個々の事件の審査を進めることになるが、その過程で、当事者の意向や事案の性質等を踏まえて、裁定事件であっても調停成立の見込みが高いと判断されるときには、裁定委員会が付調停の決定を行い、職権調停手続に移行させることができる。

責任裁定や原因裁定では、仮に認容の裁定を得たとしても、騒音レベルを低減させる対策が確実にとられる保証はない。このため、当事者が望むのが騒音・振動の低減及び近隣紛争の解決である場合、調停により当事者間で具体的な対策の実施と紛争の終結の約束を行うことは、将来にわたっての問題解決のための有効な選択と考えられる。

このため、職権調査で基準を超過している場合はもちろん、基準を超過していない場合や調査が行われていない場合においても、裁決ではなく調停で歩み寄り、解決に至った事例が積み重ねられている。

#### 【ポイント1 調査の重要性】

紛争解決に当たっては、精度の高い調査を行い、結果を示すことによって、関係者の認識をまとめることが基本である。中央委員会(公調委)は、専門委員を任命することがで

き、基本的に裁定申請事件を扱うことから、専門性の高い職権調査を実施することができる。

しかし、騒音源の種類によっては、申請後では工事騒音等のように既に音源がない状況になっていることもあり、中央委員会として職権調査を行うことのできない事件もある。

他方、地方自治体による調査、申請人又は被申請人による調査が行われ、証拠として提出されている事件も多い。こうした調査について、専門委員の見解を受けて、心証形成に活用することは極めて合理的である。中央委員会(公調委)による職権調査は当事者双方に調停内容を受け入れさせる力(正統性ないし公平性)を持っているのに対し、市区町村調査や申請人/被申請人の調査では当事者双方が納得しないと捉えられている向きもあるが、市区町村調査や申請人/被申請人の調査を公調委の専門委員に諮ることで調停成立に至った事件もある。

#### 【ポイント2 アイデアを創出し、アプローチすることが有効である】

特に中央委員会(公調委)の職権調査は強力な手法ではあるが、紛争の解決のために必要なことは何か、という視点で多様な手法・情報を動員すべきである。例えば、専門委員等からの、具体的な対応策の提案や、被申請人が提案した対応策の有効性実効性を専門委員が予め評価する等により、調停成立に結び付く場合もある。

#### 【ポイント3 期日を重ねての調停進行を行うことが有効である】

今回の分析は調停が成立した事件のみを対象とし、調停が不調に終わった事件や調停に移行しなかった事件との比較が行われていないことと、裁定事件としての経過の中で重ねられたヒアリングや期日について集計していないため、ヒアリングや期日の回数が調停成立に与える影響については評価できていない。

一般に、当事者ヒアリングや期日の回数を重ね丁寧な調停進行を行うことは調停の成立のために重要と考えられる。

期日を重ねての調停進行を行う中で、上述の裁定(調停)委員会からのみならず、申請人、被申請人の双方から解決に向けたアイデアが示されることもある。例えば、申請人が具体的な騒音対策を提案し、調停の手続の中でその提案が生かされ、一部が申請人側の行う対策として採用されて、調停が成立する道筋がある。また、近隣紛争で、警察への通報を繰り返したような案件では、調停成立後の警察への通報は行わないといった条項が採用された事例もあった。

また、もともと自治体が対応しており、当事者がその後のフォローに自治体の関与を求めている事件等では、法令を担当している自治体としての調停成立後の自治体の関与を条項に加えている事件もある。こうした自治体の関与の効果については、事例の蓄積を待って効果を検証することが必要である。

#### 【その他】

今回の分析対象は、前述のとおり、すべて調停が成立した案件であるので、調停の成立/非成立の条件や、裁定案件と調停案件の条件の比較等は分析対象としていない。また、公調委の調停手続に先立って又は平行して当事者間で民事訴訟が行われている案件や、

調停が不調となり裁定となった際に当事者が民事訴訟の提訴の意向を示した事例などが存在するが、これらの訴訟と公調委の調停との関係についても、今回は分析対象としていない。

### 3-2. 都道府県公害審査会調停事件について

公調委は毎月、都道府県公害審査会から調停の申立てと終結の状況について報告を受けている。こうした報告内容を用いて、都道府県公害審査会調停事件を分析した。

調査対象期間中に都道府県公害審査会が取り扱った調停事件は472件であった。このうち調停が成立したのは109件23%であった。

#### 3-2-1. 調停内容

調停が成立した109件のうち、報告からは調停内容が不明であった5件を除いた104件において、「被申請人要対応」は94件90%、「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」は10件10%であった。

#### 3-2-2. 調停成立事件における調査実施の状況

調停が成立し、調停内容が確認できた104件のうち自治体調査が実施されていたのは33件32%であった。5件では申請人/被申請人による計測調査が行われていたが、5件全件について、自治体による調査も実施されていた。

71件68%では自治体調査も実施申請人/被申請人による計測調査も行われずに、調停が成立した。

#### 3-2-3. 調査の結果と調停内容

調査が行われ、調停が成立した33件のうち、「基準超え」は11件33%、「基準未滿」は1件3%、調査結果未記載が21件64%であった。

このうち「被申請人要対応」は28件85%、「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」5件15%であった。

「基準超え」の11件のうち前述のとおり「被申請人要対応」となったのは10件であった。他方、「基準未滿」の1件も「被申請人要対応」となった。

#### 3-2-4. 調停期日の回数

都道府県公害審査会からの報告からはヒアリングを実施した回数を確認することはできなかったが、期日については下記のとおりであり、平均は5.9回であった。

中央委員会(公調委)事件の分析と同様、今回は調停不調に終わった事件における期日回数を集計していないため、期日回数の調停成立への影響については評価できなかった。

表 7. 期日の回数の分布

期日の回数	1-2	3-4	5-6	7-8	9-10	11-15	16-
度数	14	32	31	15	7	5	5

### 3-2-5. 都道府県公害審査会における調停成立のポイント

公害紛争処理法に基づく都道府県公害審査会の紛争処理制度には、あっせん、調停及び仲裁があり、現在審査会に提出される騒音・振動案件の大半は調停を求めるものである。公調委と異なり、裁定手続から調停に移行する事例はないので、事実の調査等と調停を並行して行うことになる。

#### 【ポイント1 期日を重ねて調整することが有効ではないか】

調停内容については、「被申請人要対応」が大多数であるが、「被申請人任意対応または現状維持双方遵守」を含めるとほとんどの案件において被申請人から何らかの対応を引き出している。調停成立には被申請人から（被申請人が納得しつつも）申請人が納得できるような対応策を引き出すことが重要であると考えられる。

調停期日の回数については平均約6回近くとなっており、1回で成立したのは2件、2回は12件と、少ない回数で調停に至った事件の全体に占める割合は小さい。双方の主張を丁寧に聞き、かつ、事実関係の把握等を行った上で調停案を作成し、双方の利害を調整し、説得を重ねることで調停に至っているものと考えられる。

また、前項で紹介した2府県のように、調停期間を通じて、調停委員会に参画している専門家（法曹や騒音・振動等の専門家）がそれぞれの専門的知見から事件の事実解明、評価、対策の検討、当事者の説得等に関わることが効果を上げていることにも着目したい。

#### 【ポイント2 調査を絶対視せず、多様な手法を動員してアプローチすることが有効である】

3分の2の事件では、調査を行わずに調停を成立させている。調査を実施した中でも21件およそ3分の2の事件では公調委への報告においては結果が未記載となっており、この中には、簡易測定など何らかの現地調査は行ったが、調停における事実認定の証拠としては用いていない、といった事例が含まれている可能性がある。公調委の調停の項で言及したとおり、調査は強力な手法ではあるが、それを調停成立のためにいかに活用するかについては、紛争の解決のために必要なことは何か、という視点で検討が必要と考えられる。

## 4. 専門委員意見交換会

「騒音事件に関する研究会 令和4年度報告書」において今年度の課題とされた、各専門委員の独立性を担保しつつ、紛争処理を目指す基本的な方向性を共有し意見書を作成いただく観点から、専門委員と公調委のコミュニケーションを活発にするための協議会を設けるといった目的のため、専門委員の意見交換会を開催した。

会は公調委(審問廷又は委員会室)とオンラインのハイブリッドで開催した。

### 4-1. 第1回専門委員意見交換会

第1回は専門委員全員の参加を得るため2回に分けて開催した。

- 日 時: 令和5年12月11日(月)15:00~17:00  
令和5年12月14日(木)10:00~12:00
- 議 題 等: ① 他の専門委員意見書の閲覧について  
② 案件処理の適正化について  
③ その他

#### 4-1-1. 他の専門委員の意見書閲覧について

他の専門委員の意見書閲覧は、昨年度の研究会報告書において挙げられた課題である、既出意見書の閲覧共有については、すべての専門委員から前向きな評価が得られ、閲覧による効果や留意点についても意見が表明された。さらに、閲覧の方式や活用方法についても具体的な提案が寄せられた。

#### 【閲覧することの効果】

- ・ 意見書の蓄積によって、専門委員のアイデアの創出が効率良く実現できるのではないかと。
- ・ 過去の事例参照できれば新たに就任する委員としては着手しやすい。
- ・ 専門委員としての活動のモチベーションにつながるのではないかと。
- ・ 中立、公平を考える上で他の意見書自体は参考になる。

#### 【閲覧における留意点】

- ・ 自身の判断が過去例に影響されてしまわないか、先例について自由であるということ(専門委員の独立性)を確認しておきたい。
  - 公調委としては、過去の事例を参考にして委員の専門的知見と良心に従って判断すればよいと判断している。
- ・ 他の人の意見書を拝見できれば迅速化は図れるが、事件によって視点は異なるので閲覧してもそのままなぞれるわけではない、双方の主張や現地調査の内容を踏まえて争点になっているところに対して記載するものであるため、あくまでも参考程度のものですべき。(案件の固有性)。

- ・ 騒音案件では現地で音を聞かないと、振動案件では振動を実際に体感しないと、意見書を見るだけではわかる範囲は限定的になると思う。
- ・ 経過の途中、専門委員間で相談をしてもよいのか。
  - 公調委としては、現在進行中の事件の意見書作成も含めて、専門委員間の情報交換も委員の独立性を害するものではないと考えている。

#### 【閲覧の方式、活用法】

- ・ どういうふうに分析をしているのか、時間的な変動についての理解等、意見書作成の上で引っかかる部分を参考にできればと考える。
- ・ 騒音事件の性質上それぞれがオーダーメイド化されたものが多いので、ポイントを何か抑えたところをまとめた方が参考になる。
- ・ 判例のように閲覧できるようにすべきではないか。
- ・ 構造化したカタログのようなものができると良いのではないか。
- ・ 意見書のみにとどめなければならないのか、事件の全貌がわかる資料として閲覧できないか。

これらのご意見を受け、当面の運用としては、過去の事件の一覧表から閲覧したい意見書を各専門委員に個別に指定いただき提供するような方法が想定される。具体的な閲覧共有の仕方について早急に決定し、運用を開始したい。

将来的にはより容易に検索閲覧ができるシステム等の導入も検討していく。

なお、専門委員の意見の独立性の担保や、個々の案件の固有性と案件間の中立性・公平性の兼ね合いに関する意見については、専門委員制度の根幹に関わる重要な点であり、常に留意することが必要である。

#### 4-1-2. 案件処理の適正化について

##### 【職権調査の要否】

- ・ 現地確認だけでいいものから特定の調査だけを追加すればいいもの、大規模に調査をしなければならないもの、といろいろな場合がある。
- ・ 出されている証拠がしっかりして状況が把握できるものについては、調査までやらないことも可能。また、現地を見なくてもよかったかなというものもあった。
- ・ 大きな音が出ていれば判断しやすいが、レベルが小さくて苦情を言っている場合は、苦情原因が苦情者自身の問題である場合もあるので、きちっと測定しないと難しい。

##### 【専門委員の関与】

- ・ 専門委員の負担にはなるものの、冒頭、見立ての段階で声をかけていただければと思う。

#### 4-1-3. 相当範囲性

##### 【対象案件の判断】

- ・ そもそも公調委の取り扱う公害の範囲はどこまでなのかを厳密にする必要があるのではないか。音の場合は明確ではないように思える。
- ・ 些細な事件でも将来大問題につながることを予見する目利きが必要となるのではないか。

#### 4-1-4. 事件処理の適正化、迅速化について

- ・ 妥当ではない申請を排除するシステムの構築も必要なのではないか。
- ・ 相当範囲性についての基準が悩ましい。個人的にはマンションの事例などは見なくてよいと考えている。
  - 処理の迅速化については、順次、案件の初期の段階からの問題の程度の評価(見立て)や専門委員の参画、案件の内容に応じた職権調査(現地確認、測定)の合理化等について取組を進めてきている。今後、専門委員の御協力を得ながらこれらの取組の適応をさらに広げていくとともに、ある程度取組事例が集まった段階で、その成果及び課題をレビューすることが望まれる。

#### 4-2. 第2回専門委員意見交換会

第2回は以下のとおり開催した。

日 時: 令和6年 2月28日(水)10:00~11:30  
 議 題 等: ①今年度の騒音事件に関する研究会の活動について  
 ②自由討論

第2回の意見交換会開催時点までのヒアリングやアンケート実施についての経過を提示して意見を伺った。

#### 【自治体の支援について】

- ・ 「ノウハウの共有」について要望が多いが、どのようなノウハウをどのように共有するか、詰めていかなければならない。
- ・ 多くの自治体で測定機器を配備しているが、実際に使える機器なのか、使える知識や技術があるのか、が問題。
- ・ 測定研修を行っても、かなり基本的な知識の解説で終わってしまうこともある。レベルに応じた研修が必要ではないか。
- ・ 事例集は有効。今後も続けるべき。事例集があることの周知を強化すべき。

## 5. 総括

本年度は、都道府県公害審査会委員や公害苦情相談アドバイザーへのヒアリング及び自治体アンケートを実施した。また、公調委及び都道府県公害審査会における調停成立事例の分析を行った。さらに、騒音・振動関係の専門委員との意見交換会を実施し、昨年度の本研究会で課題として挙げられた、他の専門委員の意見書閲覧や案件処理の迅速化について議論を行った。

これらの本年度の活動から得られた、騒音紛争解決のノウハウに関する情報等については、今後開催する公害紛争処理連絡協議会や公害苦情相談員等ブロック会議等の場を通じて展開してまいりたい。また、公調委と自治体の連携や、公調委が果たすべき役割や取り組むべき事柄について提起された意見については、今後の公調委業務の展開に反映させてまいりたい。

終わりに、本年度の本研究会の活動に当たっては、大阪府公害審査会の播磨政明会長及び同事務局の皆様、宮城県公害審査会の塩谷久仁子会長代理及び同事務局の皆様、公調委公害苦情相談アドバイザーの皆様、並びにアンケート対象の都道府県・市町村の公害苦情担当の皆様から多大な御協力を頂き、貴重な御知見を検討結果に反映させることができました。この場を借りてお礼申し上げます。



本研究会は、公調委 50 周年記念シンポジウムでの提言に基づいて開始した。

初年度には、公調委が扱った近年の騒音事件の状況の分析を行い、公調委における騒音事件処理の現状や騒音等の分野における専門委員の役割等について整理し、当面の課題を抽出した。また、初年度の研究会に参加した専門委員から、専門委員間や専門委員と公調委との間の意見交換の場を設けて欲しいとの御要望をいただいた。これを受け、今年度には早速専門委員懇談会を開催し、貴重な御意見をいただくことができた。

今年度には、都道府県公害審査会委員や公害苦情相談アドバイザーへのヒアリング及び自治体アンケートを実施し、公調委及び都道府県公害審査会における調停成立事例の分析を行った(1-1から3-2)。これらを通じて以下の点が明らかとなった。

まず、都道府県公害審査会の調停成立のためには、ある程度期日を重ねて調停委員による粘り強い調整と説得を行うことが有効ということが明らかとなっている(3-2-5)。騒音測定等の客観的データが存在することは、当事者の調整や説得により合理的な解決に至る上で望ましい。とはいえ、種々の制約のある中で、調停成立事案の3分の2で、騒音測定等の調査が行われていないということは、特筆すべきことであり、粘り強い調整と説得の成果であると考えられ、都道府県公害審査会の各委員が、持ち前の紛争解決ノウハウや専門分野における知識・経験を総動員して、当事者間の利害を調整し、説得を重ねた努力の結果と評価される。

このような当事者間の利害調整のノウハウ等は、公害紛争の処理にたずさわる誰もが必要と考えるところである(2-1-1、2-2-1)。公調委としても、都道府県と市町村との連携の強化を通じて、このようなノウハウの言語化を図り、情報共有することが期待されている(1-4)。

他方で、そのようなノウハウは、当該事案の特性や、説得に当たる個人の有する性格・資質にも左右され、一般化することが困難な面があるとともに、それだけに頼ることは、解決内容の合理性の確保という観点からは裏付けが十分ではないのではないかと懸念が生ずる。

例えば、公調委の調停では、精度の高い職権調査を行い、専門委員の助力を得て具体的対応策を考えることが有効な手段となっている(3-1-7)。調査結果に基づいて解決内容の合理性を確保することは、当事者を説得する上で有効であるとともに、調停等の解決内容が当事者間の紛争解決の基準として将来にわたって通用するため必要なことではないかと思われる。

都道府県公害審査会の調停については、取り扱った事件数のうち77%が不成立となっており(3-2)、騒音測定等のデータが利用できれば、更に多くの成立が望めたかもしれないとの感を否めない。また、成立事案の90%が「被申請人要対応」となっており(3-2-1)、公調委の61%(3-1-1)を大きく超えていることも、調停内容の合理性及び多様性の観点から、なお検討を要するところのように思われる。

他方で、騒音測定等の調査については、騒音規制法の事務が市区町村の事務とされ、都道府県公害審査会は専門家の確保が困難で自ら測定できない場合は、市区町村による測定を依頼することになるが、95%の市区町村が計測機器の配備はしているものの、騒音測定技術が不足している現状にある(1-3-1、2-2-1)。のみならず、騒音の測定値について、公害紛争の解決のための有益性に対して懐疑的な考えさえ示されている(2-1-1、2-2-1)。

とはいえ、大多数の自治体で、騒音測定技術やその評価の仕方の必要性が認識されており(2-1-1、2-2-1)、これらの習熟により、公害紛争の解決率を高め、解決内容の合理性の確保が図られるのではないかと期待していることがうかがえる。

以上の認識を踏まえ、公害等調整委員会としては、以下の提言をしたい。

まず、都道府県と市区町村との連携の強化が重要であり(1-1-3、1-2-3、1-4)、引き続き、研修会の実施等により紛争解決技法及び騒音測定技術の向上に努めることにより、市区町村レベルでの解決を高めるとともに都道府県公害審査会の手続に市区町村の測定結果が反映されやすくなる関係を構築することが必要である。公調委としても、連絡協議会や事例集等を通じて、このような面での一層の情報提供を図り、都道府県と市町村との連携の強化に務めることが必要である。

また、各都道府県の実情に応じ、騒音測定等の調査が得られない、又は簡易若しくは不十分な結果しか得られない場合でも、あきらめることなく、粘り強く丁寧に調停を進行させ、解決策のアイデアを出し合っ、調停成立させることが引き続き重要である。

その場合にも、都道府県公害審査会の専門家委員の知見を利用するなど、持てるリソースを活用して、できる限り調停内容の合理性の確保に努めることが必要である。

公調委としても、専門委員の意見交換会(4-1、4-2)を通じ、専門知見を交換し合っ、平準化し、自治体が容易に利用できる方策を探るなど、自治体に提供できる紛争解決のための情報を整理していくことが必要である。

以上

## 資料編

1-1.	大阪府公害審査会へのヒアリングの概要 .....	2
1-2.	宮城県公害審査会へのヒアリングの概要 .....	5
1-3.	公害苦情相談アドバイザーへのヒアリングの概要 .....	7
2-1.	都道府県公害苦情相談担当・市町村公害苦情相談担当部局へのアンケート票 ..	11
2-2.	都道府県公害苦情相談担当部局へのアンケート集計結果 .....	12
2-3.	市町村公害苦情相談担当部局へのアンケート集計結果 .....	16
3-1-1.	中央委員会(公調委)の平成23年4月～令和4年12月受付で電子化が完了して いる騒音事件一覧 .....	24
3-1-2.	中央委員会(公調委)の平成23年4月～令和4年12月受付で電子化が完了して いる騒音事件のうち調停が成立した事件一覧 .....	28
3-2.	都道府県公害審査会の平成23年4月～令和4年12月公調委に終結を報告して いる騒音事件のうち調停が成立した事件一覧 .....	29
4-1-1.	令和5年度騒音関係専門委員意見交換会第1回(令和5年12月11日)の概要 ..	33
4-1-2.	令和5年度騒音関係専門委員意見交換会第1回(令和5年12月14日)の概要 ..	37
4-2.	令和5年度騒音関係専門委員意見交換会第2回の概要 .....	41
5.	騒音事件に関する研究会令和4年度報告書目次 .....	48

令和5年度騒音事件に関する研究会  
大阪府公害審査会ヒアリング議事概要

日 時：令和6年2月13日（火）14:00～15:00

会場等：ウェブ会議（Webex）

参加者：

- 【大阪府】播磨大阪府公害審査会会長、辻井副主任専門員、金城課長補佐、北島主査  
【委員】永野委員長、上家委員  
【事務局】岡田次長、福田総務課長、田之脇審査官、長澤審査官、吉川審査官、高橋調  
査官、堀田審査官補佐、小川専門職

- ・騒音事件に関しては、昨年度からこの研究会を実施。同研究会は、公調委そして地方自治体における騒音問題に係る審査の状況、苦情処理の状況を解析して、対応の要点をとりまとめ、市区町村の公害苦情窓口、そして都道府県の公害審査会と中央委員会による連携及び円滑な問題処理を目的とする。（上家委員）

■府における体制

- ・環境管理室に騒音振動グループを設置。職務職員は7名在籍。出先機関は無く、内容としては、騒音規制法、振動規制法による規制の他に、大阪府条例による騒音・振動規制についても担当している。工場騒音と建設騒音については、規制事務は市町村が担当するので、市町村に対する技術的なサポートを行っている。
- ・市町村に対する技術的な支援で、年に3回、初級、中級、応用の3つの研修を実施。講義と測定の実習や外部の専門家を招いた講演等、市町村で実際に苦情を処理した実例の発表等、内容として市町村の担当職員の知識の向上に努めている。
- ・環境研究所等の審査会での活用については、平成18年度までは、本庁とは別の場所に試験研究機関を設置していたが、平成19年からは、騒音振動に関しては、本庁で全て試験・研究的なことも含めて行うようになった。24年度からは地方独立行政法人化され、騒音振動を担当している部門はないという状態である。公害審査会の事件の関係で測定が必要という場合、騒音振動グループが測定機材を持っており協力する。
- ・府の審査会の騒音測定の判断基準について、調停委員会から求めがあった場合に準備する。簡単なものであれば、市町村に測定依頼し、例えば、測定箇所が多いとか、少し離れているとか、低周波音等の測定など市町村は行わないというところも多く、そういった場合は府の測定班に依頼。
- ・当事者の希望に応じて、柔軟に積極的に測定をしようという審査会の考え方に基づいて指示をいただくケースが多い。
- ・担当職員の専門性向上の取組や研修等については、公調委主体の公害紛争処理連絡協議

会、公害紛争処理関係ブロック会議へ参加している。

#### ■市町村との連携について

- ・日頃、市町村の苦情に対する相談で、市町村がやり取りした中で困ったこと、それ以上対応できないというようなことがあれば、公害調停について説明したり、調停に向くかどうかについての相談に対して市町村へアドバイスを行っている。
- ・調停制度を広めることに努めている。市町村の環境部局に、公害紛争処理制度や公害苦情処理について説明をする場を設け、中央委員会の事務局、公害苦情相談アドバイザーによる講演を実施している。
- ・市町村が測定や資料の提供など求める場合、府は市町村に直接出向いて説明、調整をしている。

#### ■公調委との連携について

- ・原因裁定や責任裁定をお願いするような事案がないというのが現状で、適切な事案があれば、引き上げてほしいが、今のところはなかなか見当たらない。(播磨会長)
- ・公調委から発信してほしい情報として、もう少し都道府県各地の審査会の活性化を促すような手立てが公調委から都道府県にされる必要があるのではないか。例えば、私は労働委員会の会長もしていたが、中労委は全国的に各都道府県の労働委員会の活性化を非常に熱心にやっている。それに比べたら、公調委は、そのような各都道府県の審査会に対する活性化のための情報提示が少し少ないのではないかと常々感じている。おそらく都道府県において潜在的な事件はあると思うので、それを拾い上げてくるような手立てを公調委からやってほしい。(播磨会長)
- ・公調委の公害苦情処理事例集は市町村の担当職員の苦労がよく分かるものであり、継続してほしい。また、市町村研修の際、公調委から良いアドバイザーが派遣されるため、引き続き実施してほしい。
- ・ブロック会議の開催、機関紙による情報提供等、様々な機会を通じた情報提供を続けてほしい。

#### ■質疑応答

- ・大阪府は委員にかなり専門的な人材がいるが、こうした委員による分析に基づき、調停委員会で何らかの方針を立てたりするのか。(田之脇審査官)
- ・騒音振動の専門では、3名が委員になっていただき、実際に現地で、その方自身が測定に立ち合い、アドバイスいただいている。非常に詳しい方が3名おり、調停委員会では大変役に立っているという状況にある。(播磨会長)
- ・典型7公害以外の、例えば、光害等に詳しい委員等もいるのか。(田之脇審査官)
- ・建築環境工学が専門の委員もおり、被申請人に対し、光害について配慮すべきだというアドバイスをしていただいた。非常にいいメンバーが揃っているという状況にある。(播磨会長)

- ・審査会の進め方について、実際の案件については、現在の委員 15 名ではなくて、何人かそれぞれ専門性で担当を決めて進められているのか。それとも順番に 15 名が担当されているのか、審査会の中で、審査会委員が、どのように担当されているのか。(上家委員)
- ・弁護士委員が 5 名おり、私を除く 4 名が公害対策・環境保全委員会という弁護士会の専門の委員会の出身の方である。学者の方は、その事案に応じて、本当に適切な方が多くいるので非常に助かっている。3 名体制で、弁護士が委員長になり、騒音振動の事案が多く、騒音振動の専門の方に負担が多くなるが、引き受けていただいております、非常にありがたい状況にある。(播磨会長)
- ・都道府県によっては、公害審査会と弁護士会の環境委員会がメンバーも別々で、お互いどういった活動をしているかわからないというような、連携の取れていないところもあるが、大阪府の場合は、環境委員会と審査会のメンバーはどのような関係になっているか。(田之脇審査官)
- ・前任の福原会長が、公害対策・環境保全委員会の元委員長で、非常に造詣があり、福原会長の時代には、弁護士会において大阪府の公害審査会制度についての説明会を開いていただいたこともあった。そういう点でこの制度の周知徹底が図られており、弁護士会の公害対策・環境保全委員会とは緊密とはいえなくとも適切な関係にあるというように認識している。(播磨会長)
- ・本日、いただいたお話を踏まえ、様々な連携の在り方の検討や、各都道府県で取り組まれている事例の共有をしっかりとさせていただきたい。(岡田次長)
- ・日頃から審査会事務局、大阪府にご支援をいただきありがとうございます。(大阪府)
- ・大阪府の審査会の活性化の一因は、各メンバーの方々の自覚的な意識に裏打ちされているのではないかと。議論の中で出てきた全国の都道府県審査会をどのように活性化するかは非常に大きな課題であり、公調委はそのための触媒として、どういうことができるのか。公調委と都道府県審査会それから市町村の苦情相談の窓口からなる公害紛争処理制度が全体として、必要な紛争を吸い上げて、それぞれ適切な部署で解決を図っていくということで、全体としての紛争解決機能の向上に努めていきたいと考えている。そうした大きなテーマは、本年の連絡協議会においても、一つテーマになると考える。大阪の播磨会長以下、公害紛争処理審査会の皆様に、今年の 6 月の連絡協議会でも、全体の意識改革のためにぜひ積極的なご発言、提言をお願いしたい。(永野委員長)

以上

**令和5年度騒音事件に関する研究会  
宮城県公害審査会ヒアリング議事概要**

日 時：令和6年2月15日（木）11:00～12:00

会場等：ウェブ会議（W e b e x）

参加者：

【宮 城 県】塩谷宮城県公害審査会会長職務代理者、齋藤技術補佐、山内技術主査、中村技術補佐、中村技術主査

【委 員】永野委員長、上家委員

【事 務 局】岡田次長、福田総務課長、田之脇審査官、長澤審査官、吉川審査官、高橋調査官、堀田審査官補佐、小川専門職

・騒音事件に関する研究会を昨年度から実施し、同会は、公調委や地方自治体における騒音問題の苦情処理の動向を解析して、対応の要点を取りまとめ、情報共有することを目的とし、2年目に入り、今年は具体的にヒアリング等を行うため、今回のヒアリングに至った。（上家委員）

■県における体制

- ・宮城県には宮城県保健環境センターという研究機関があり、必要に応じて連携しており、測定機器の貸出しや測定の依頼をしている。
- ・県の審査会における騒音測定の要否の判断については、本来当事者自身が必要なデータを測定するのが前提であり、委員が必要と判断すれば改めて測定をしている。何か一定の基準があるわけではなく、その都度、委員が判断している。
- ・騒音苦情については、例年、春先に、県あるいは市町村の職員を対象に、騒音、振動、悪臭の担当者研修会を実施し、騒音測定に関して学ぶ機会を設けている。他に、公害苦情処理担当者研修会というの併せて実施し、公調委の公害苦情相談アドバイザーを講師として招き、公害苦情対応の他、公害紛争処理制度や制度の活用を学んでいる。

■市町村との連携について

- ・市町村との連携については、窓口に対する支援としては研修会で学ぶ機会を提供しているということと、相談があるときは、できる限りアドバイスをしている。

■公調委との連携について

- ・加害行為と被害との因果関係が認められないような非常に扱いづらい案件を公調委には取り上げてほしい。
- ・公調委で扱った宮城県内における裁定事件の顛末に関する詳細な情報を共有してほしい。裁定があり、その後に同じ案件について、県の審査会に例えば公害苦情として相談があったときに、どういった顛末を経て、今に至っているかという情報があれば、公害紛争処理

法の目的にある迅速な解決というところにも結び付くのではないか。

- ・ 公害苦情相談アドバイザーが市町村職員の苦情対応に関する相談もするという PR をも  
っとしていただきたい。
- ・ 制度の適切な活用を PR していただきたい。

## ■ 質疑応答

- ・ 宮城県環境対策課内の大気環境班と環境影響評価班の 2 チームはどのような役割を担い、どのような協力体制を構築しているのか。(上家委員)
- ・ 環境影響評価班で公害紛争処理法を担当し、大気環境班では騒音規制法を担当している。騒音に関する苦情相談や騒音規制法に基づく指導は大気環境班が担っており、公害紛争になりそうであれば、環境影響評価班に相談をする。一方、環境影響評価班の方で公害紛争の話があったときに、騒音規制法等のアドバイスをもらうときに大気環境班の方に相談をするということでお互いに対応している。(宮城県)
- ・ 公調委で扱った宮城県内の顛末の詳細な情報提供とは、どんなイメージなのか。(永野委員長)
- ・ 現状、得られる情報は、例えば裁定の結論といった情報に限られている。例えば、職権で調停に移行して調停が成立した事例について、争点や交渉経緯のほか、最終的になぜ調停が成立したのかといったところを知りたい。裁定に関しても同様で、イメージとしては県の審査会で、調停が成立不成立という形で終わったときに、通知に基づいて、公調委に報告書を上げているが、こうした報告書のようなものが得られればと考えている。(宮城県)
- ・ 宮城県の中で、公害関係について、あまり専門的ではない弁護士に対して周知する方策として、何か工夫されているような点があれば教えていただきたい。(田之脇審査官)
- ・ 弁護士会の環境委員会において、公調委から講師を招いて研修会を開催したことがある。環境委員会に所属する弁護士のみならず全会員が参加可能なオンライン形式で実施された。弁護士会の施設にパンフレットを置くなど、法律相談を行う弁護士に対する制度の周知についても検討してみたい。(塩谷会長代理)
- ・ 非常に貴重な実情を教えていただいた。引き続き連携強化に向けていろいろお願いしたい。(岡田次長)

以上



## 令和5年度騒音事件に関する研究会アドバイザー懇談会 議事概要

日時：令和6年2月6日（火）14:00～15:00

会場：公害等調整委員会会議室及びオンライン

参加者：

### 【公害苦情相談アドバイザー】

利光アドバイザー、松島アドバイザー、三ツ橋アドバイザー、藤本アドバイザー、  
上野アドバイザー、向笠アドバイザー、横島アドバイザー

【委員】 上家委員

【事務局】 岡田次長、福田総務課長、田之脇審査官、長澤審査官、吉川審査官、  
高橋調査官、松本課長補佐、橋本課長補佐、堀田審査官補佐、  
村山係長、櫻井係長、山川主査、小川専門職

## 1 市町村が抱えている悩みや、その解決方法等

### ① 苦情が出されても規制基準を満たしている事案への対応の難しさ

- ・事業者配慮や行政の対応にも限界があり、どこまで、どうすべきなのか。解決方法として、残された範囲で近隣への配慮を事業者に求めた上で、場合によっては、行政の対応の限界を苦情者に伝える、もしくは県の公害審査会の存在を伝えることが考えられる（利光アドバイザー）。
- ・苦情処理において、規制基準にかなりこだわり、頼りにする傾向がある。苦情処理は単に規制基準を守らせることだけではないのではないか。（松島アドバイザー）

### ② 騒音苦情の内容の変化

- ・騒音苦情について、市の担当者が現場に調査に行っても体感できない、確認できない、原因不明、法令適用できない、苦情者がなかなか納得しないような苦情が生じている。（松島アドバイザー・上野アドバイザー・向笠アドバイザー）
- ・コロナ禍でリモートの仕事等の増加に伴い、生活の中での騒音苦情が増加している。（三ツ橋アドバイザー）
- ・民泊における騒音問題等、他法令が絡むような複合的な事件が増えている。加えて、宅地化の工業地域への展開に伴う事業場とのトラブルが増えている。（上野アドバイザー）

### ③ 市町村の苦情担当職員の在籍年数の短期化・経験不足・知識不足等

- ・苦情担当職員の在籍年数が短くなり、経験不足が生じており、技術継承が難しくなっている。（松島アドバイザー・三橋アドバイザー）
- ・苦情に関しては、公務員が苦情者の怒りのはげ口になっている可能性が高く、職員のメンタルヘルス、不調者への対応が必要になってくるのではないかと。（三ツ橋アドバイザー）
- ・騒音計等の機器がそもそも足りないことと機器があっても使い方に関する知識が不足している。

また、規制基準等に関する知識が不足している。(藤本アドバイザー)

- ・地方公共団体ごとに測定に関する技術レベルの差が生じている。(横島アドバイザー)

#### ④ 法的根拠の不足

・騒音規制に関する公法上の基準値を踏まえて私法上の受忍限度を考えると、法令の規制対象となっていない近隣騒音をどのように評価するか、どの公法上の基準値を当てはめて検討すべきかが明確ではない。また、エアコンの室外機、エコキュートなどは、騒音規制法の対象になっていないので、条例で横出し規制をする必要があると考えるが、現状では殆どの条例施行自治体で規制されていない。(向笠アドバイザー)

## 2 都道府県の果たすべき役割、取り組むべき事柄

### ① 市町村向け研修会の実施

- ・事例研修を通じて各市町村間の情報や経験の交換・共有、人的な繋がり強化の役割があり、実際の騒音測定や解析の経験の獲得の場として都道府県主催研修会の開催が考えられる。(利光アドバイザー)
- ・都道府県は、ある程度、一定区域、広い範囲での役割として、研修会、講習会等、または市区町村を集めての情報共有の場の形成に取り組むべき役割があるのではないかと考える。(三ツ橋アドバイザー)
- ・騒音計等の機器の習熟や法規制に関する講習を行う研修会等の開催が必要なのではないかと考える。(藤本アドバイザー)
- ・市町村の足りない部分、具体的には法令上の解釈、技術的助言、また、騒音計、低周波計の貸し出し制度あるいは研修会との開催等による支援が考えられる。(上野アドバイザー)

### ② 市町村に権限委譲されている中での都道府県と市町村の連携等

- ・都道府県のなかには騒音振動関係の測定機器の整備が十分でないところもあるようで、職員も日常的に騒音振動関係の苦情を受けていないのではないかと考える。また、実際の苦情の現場に携わったことのない職員が、市町村の苦情相談、指導、アドバイスをを行うこと自体、無理があると思う。都道府県も日常的に、傘下の市町村が対応している苦情処理、騒音問題、振動問題に関して携われるような制度設計を考える必要があるのではないかと考える。(松島アドバイザー)
- ・都道府県としては広域自治体として専門性を高めていく必要はあると思うが、騒音規制法の規定により、権限が市町村に下りているので実際に実施していくのは難しいと考える。(横島アドバイザー)
- ・ほとんどの条例で騒音規制に係る特定施設に関する別表が改正されていないが、環境省は「法による規制は多くの自治体条例で規制されるようになって初めて検討する」という考え方なので、条例施行自治体は、法制度の改正のための合意形成を促すために苦情の実情に合わせて積極的に条例別表を改正すべきではないかと考える。(向笠アドバイザー)

### 3 都道府県の公害審査会等が活性化するための課題

#### ① 市町村から県への相談をしやすくする取組の強化

・県から市町村に寄り添った形での継続的な制度の周知が課題であり、そのためには市町村の担当者との意見交換の機会の設定を県が行う必要があるのではないかと。県の公害審査会へのハードルが下がることで、市町村側からの相談も容易になり、活性化に寄与するのではないかと。(利光アドバイザー)

・水質や大気と比較すると騒音振動関係は都道府県と市町村の繋がりが少なく、改めて、両主体間の繋がりを再構築するような制度設計を考える時期に来ているのではないかと。(松島アドバイザー)

・騒音問題をどのように解決していくかに際して、公害審査会等が解決すべき課題等は市区町村との連携、また都道府県同士の連携の構築にあるのではないかと。(三ツ橋アドバイザー)

・市町村から県に何かを頼むことは敷居が高く、県と市町村の垣根を低くするためには県内の出先で市町村からの相談を受けられるような環境事務所、保健所等に審査会の窓口該当する機関を設置することが考えられる。(藤本アドバイザー)

・市町村から上がる事件はこじれたケースが多く、丸投げされたような印象を抱くことが多く引き受けたがらない。公調委・都道府県が積極的に市町村との垣根を低くする必要がある。(上野アドバイザー)

#### ② 騒音問題解決に向けての財源や人材の確保等

・規制対象外の騒音問題は元来民事訴訟なので、問題となるのは証明責任と対策費用に尽きる。そこで、騒音・低周波音の調査体制を全国一律に確立するために指定調査機関の設置や、対策費用については原因者負担の観点から、メーカー・販売会社等の出資によって自賠責保険と同様、強制的な保険制度を導入してはどうか。(向笠アドバイザー)

・騒音関係の専門委員に関するリソースが限られている。他県の専門委員と兼務されている方もおり、活性化のためには専門委員のリソースの拡充に行きつくのではないかと考えている。(横島アドバイザー)

### 4 公調委が果たすべき役割、取り組むべき事柄

#### ① 事例集等の発行とデータベース化等の取組

・現場職員の現場対応のヒントとして活用されている苦情処理事例集の発行及び市町村との対応事例の共有の継続をお願いしたい。(利光アドバイザー)

・公調委は国の視点から非常に大事な役割を担っている。法整備への取組み等において、その一助となるものが公調委の果たすべき役割であるとする。(三ツ橋アドバイザー)

・航空、鉄道、騒音が組み合わされた複合騒音が近年苦情問題として登場してきており、単体の部署だけでは解決が難しく、公調委には解決に向けてのモデルケースの作成等、解決への道筋を提示してもらいたい。(藤本アドバイザー)

・公調委は、本来、広域・県際事件を取り扱うとされているが、局所的公害である近隣騒音の事件も扱うと説明されているため都道府県公害審査会との違いが明確でなくなっている。また、公調委では受忍限度の基準をどう考えるのか、全国的な議論を取りまとめてほしい。騒音規制に関する公法上の基準値と私法上の受忍限度の関係が明確でないことから問題となる。(向笠アドバイザー)

・公調委で保管している苦情対応の事例のデータベース化と市町村の担当者が容易にアクセスできる仕組みを構築すべきである。(横島アドバイザー)

・道路交通騒音、新幹線鉄道騒音、航空機騒音に関する騒音測定・評価については環境省のマニュアルがあるが、騒音規制法に関する測定・評価一般に関するマニュアルがないのは大きな課題。(横島アドバイザー)

## ② 相談体制の強化

・現場の職員は騒音振動関係で悩んでおり、公調委は、法的・制度的解決に至る前段階で生じる悩みや課題等を相談できるようなセクションの整備を検討する必要があるのではないか。(松島アドバイザー)

## ③ ブロック会議の充実

・ブロック会議、都道府県研修会に対する活性化への目線を常に持っていただきたい。(利光アドバイザー)

・公調委にはこれまでどおり、ブロック会議の開催のみならず、都道府県単位の研修会等を通じて都道府県と市町村の懸け橋になってほしい。加えて、ブロック会議に参加する地方公共団体は限られているので、各都道府県の会議をもっと増やしてほしい。(上野アドバイザー)

都道府県・市区町村アンケート票

設問	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	当事者間の調整に関するノウハウが必要とご思いますか。	騒音計測調査に関するノウハウが必要とご思いますか。	都道府県と市区町村の間の連携の強化が必要とご思いますか。	都道府県間、市区町村間の連携の強化が必要とご思いますか。	事件の対応に、騒音計測機器が必要とご思いますか。	他の自治体に参考とごもらえるような、参照すべき良い事例がありますか。	他の自治体に参考とごもらえるような、参照すべき良い事例がありますか。	集合研修が必要とご思いますか。	WEB形式での研修が必要とご思いますか。	都道府県審査会や中央委員会(公害等調整委員会)への相談機能が、必要とご思いますか。	都道府県審査会や中央委員会(公害等調整委員会)へあげたかった事例がありますか。	自治体独自に騒音について指導/関与するための条例・規則等(横出し・上乗せ等を含む)をお持ちですか。	騒音計測機器をお持ちですか。	市区町村に対する騒音に関する研修(騒音対応が含まれている研修を含む)を実施していますか。	特記すべき事項がありましたら、御記入ください。
自治体名	調整技術	調査技術	縦連携強化	横連携強化	計測機器	参照好事例	参照難航事例	集合研修	WEB研修	審査会/中央委員会の相談機能	審査会/中央委員会へあげたかった事例	指導/関与のための条例の有無/内容	計測機器の有無	【都道府県のみ】市区町村に対する研修実施	特記事項
回答欄	下のセルに入力ください	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルの選択項目(プルダウンリスト)からお選びください。	下のセルに入力ください

補足説明について

公害等調整委員会事務局

○設問1(C列)の「当事者間の調整に関するノウハウが必要とご思いますか。」について、「当事者」とは、苦情を訴えている側と訴えられている側のことを指し、その間の調整についてお伺いします。

○設問5(G列)の設問について、補足し、「事件の対応に、騒音計測機器が必要とご思いますか。」としました。事件の対応に際し、測定機器(騒音計)による測定が必要であるか、という意味です。

○設問6(H列)及び設問7(I列)について、質問の趣旨を明確にするために、「他の自治体に参考とごもらえるような、参照すべき良い(難航した)事例がありますか。」とし、選択項目を「なし」、「あり」、「わからない」に変更しました。  
また、「参照すべき良い(難航した)事例」とは、今後の苦情処理のために、他の自治体にとって参考となるような共有すべき事例を意味します。無理のない範囲で御回答ください。

○設問12(N列)の「自治体独自に騒音について指導/関与するための条例・規則等(横出し・上乗せ等を含む)をお持ちですか。」について、市区町村が適用している条例等が、都道府県の条例等のみの場合は、都道府県の条例に横出し、上乗せが含まれる場合でも「なし」と御回答ください。

○「必要とごありますか。」という設問対しての「最も必要」という選択肢については、質問間で比べるとは、それぞれの項目についてであり、全体を通して「最も必要」の項目を一度しか回答できないという趣旨ではごさいません。また「最も必要」とは「必要」を強調した選択項目とお考えください。

○選択項目が「最も必要」、「必要」、「その他」とされている設問について、必要としない場合は「その他」を選択してください。

○各設問に関して、特に記載したいことがございましたら、設問に対する回答を選んだセルの下にセルに御記入ください。

都道府県アンケート結果

設問	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
自治体名	調整技術	調査技術	縦連携強化	横連携強化	計測機器	参照好事例	参照難航事例	集合研修	WEB研修	審査会/中央委員会の相談機能	審査会/中央委員会へあげたかった事例	指導/関与のための条例の有無/内容	計測機器の有無	【都道府県のみ】市区町村に対する研修実施	特記事項
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり	なし	
	必要	その他	その他	その他	その他	なし	なし	その他	その他	その他	なし	なし	あり	なし	
	最も必要	必要	必要	必要	必要	なし	わからない	必要	必要	必要	なし	あり	あり	あり	
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	その他	なし	あり	あり	あり	
	最も必要	最も必要	必要	必要	最も必要	なし	なし	必要	必要	その他	わからない	あり	あり	あり	
	最も必要	最も必要	最も必要	必要	最も必要	なし	なし	必要	最も必要	最も必要	なし	なし	あり	あり	
								計測機器のレクチャーに関する内容を含みます、事例紹介等だけではWeb研修	計測機器のレクチャーに関する内容を含みます、事例紹介等だけではWeb研修						
	必要	必要	最も必要	その他	その他	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり	あり	
					※騒音苦情の解決は被害者の被害感を軽減することにより図られるものであり、必ずしも客観的なデータを計測する機器が必要であるとは言えない。									※〇〇センター技術研修	
	必要	必要	必要	その他	その他	なし	なし	その他	必要	その他	なし	あり	あり	あり	
	最も必要	必要	最も必要	必要	最も必要	わからない	わからない	最も必要	必要	最も必要	わからない	あり	あり	あり	
	必要	必要	必要	必要	必要							あり	あり	なし	
	最も必要	必要	必要	その他	その他	なし	なし	必要	必要	その他	わからない	あり	あり	あり	
	必要	必要	必要	必要	最も必要	わからない	わからない	その他	必要	その他	なし	あり	あり	あり	
	必要	必要	必要	その他	必要	わからない	わからない	その他	その他	必要	なし	あり	あり	あり	
	必要	必要	その他	その他	必要	なし	なし	その他	必要	必要	わからない	あり	あり	なし	
			・事案による	・情報共有しやすい				・研修内容による							
	必要	その他	必要	その他	必要	なし	なし	必要	必要	最も必要	わからない	あり	あり	なし	
	最も必要	その他	必要	必要	その他	なし	なし	最も必要	必要	最も必要	なし	あり	なし	なし	
					測定の結果、基準内であれば、加害者側が調停に応じないことも想定され、必ずしも必要ではないと思う。								計測器の設置については要望を受けることがあるが、一義的には権限を有する市町において整備するべき。		
	必要	必要	必要	必要	必要	その他	その他	その他	必要	必要	わからない	あり	あり	なし	
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	なし	あり	あり	
	最も必要	必要	必要	必要	必要	わからない	わからない	必要	必要	その他	なし	なし	あり	なし	
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	その他	必要	その他	なし	あり	あり	なし	
	必要	その他	必要	最も必要	必要	その他	その他	必要	必要	必要	なし	あり	あり	なし	
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり	あり	
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり	なし	
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり	あり	
	必要	その他	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	わからない	なし	なし	なし	

## 都道府県アンケート結果

### 設問 12 指導/関与のための条例の有無/内容

「あり」との回答とともに、回答があった条例名等の内容及び、該当の条例が掲載されているウェブサイトの URL について、公調委において調べて記載したもの

#### 北海道

「北海道公害防止条例」

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/7/4/6/2/3/6/9/\\_/JYOUREI.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/7/4/6/2/3/6/9/_/JYOUREI.pdf)

#### 栃木県

「栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく横出し規制

○特定工場等、特定建設作業から発生する騒音の規制

・規制地域に、工業専用地域、その他の地域(用途地域の定めのない地域)を追加

・規制施設に、研磨機、クーリングタワー(0.75kw 以上)を追加

○拡声器使用に関する規制

・県内全域で営利を目的として拡声器を使用する場合の音量を制限

・県内全域で営利を目的として航空機から拡声器を使用することを禁止

○深夜営業騒音

・県内全域で飲食店等の深夜営業で発生する騒音の大きさを制限(午後 10 時から翌午前6時)

・第1種区域及び第2種区域で飲食店等が深夜営業でカラオケ等の音響機器を使用することを原則禁止(午後 11 時から翌午前6時)

※音響機器から発生する音が営業する場所の外部に漏れない場合を除く」

・栃木県生活環境の保全等に関する条例

[https://www.pref.tochigi.lg.jp/reiki/reiki\\_honbun/e101RG00001399.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/e101RG00001399.html)

#### 群馬県

「特定施設・特定建設作業の横出し指定、飲食店営業騒音規制等」

・群馬県の生活環境を保全する条例

<https://www.pref.gunma.jp/page/6895.html>

#### 神奈川県

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/index.html>

#### 石川県

「深夜営業騒音の規制

深夜における音響機器の使用制限

商業宣伝を目的とした拡声機の使用制限」

・ふるさと石川の環境を守り育てる条例

[https://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki\\_honbun/i101RG00001068.html](https://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00001068.html)

・拡声機による暴騒音の規制に関する条例

[https://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki\\_honbun/i101RG00000955.html](https://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00000955.html)

#### 福井県

「福井県公害防止条例(深夜騒音等に関する規制、拡声機の使用による放送の制限)」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/jyoureikisoku/H408901010004/H408901010004.j.html>

「福井県拡声機による暴騒音の規制に関する条例」

[https://www.pref.fukui.lg.jp/jyoureikisoku/H405901010039/H405901010039\\_j.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/jyoureikisoku/H405901010039/H405901010039_j.html)

愛知県

「県民の生活環境の保全等に関する条例」

・県民の生活環境の保全等に関する条例のあらまし

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/kansei-ka/houreii/jyorei-1/index.html>

三重県

「三重県生活環境の保全に関する条例」

・三重の環境－条例と要綱

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSEI/HP/m0049900006.shtm>

滋賀県

「拡声機による騒音の規制」

・拡声機による暴騒音の規制に関する条例

[https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki\\_int/reiki\\_honbun/k001RG00001586.html](https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00001586.html)

大阪府

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」

[https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00000392.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000392.html)

兵庫県

「兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく届出・規制基準の遵守等が必要」

・環境の保全と創造に関する条例(抜粋)

[https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg\\_179/leg\\_321/leg\\_2826](https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_321/leg_2826)

・環境の保全と創造に関する条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85CFF43A&houcd=H407901010028&no=1&totalCount=159&fromJsp=SrMj>

奈良県

「奈良県生活環境保全条例」

<https://www.pref.nara.jp/60149.htm>

和歌山県

「和歌山県公害防止条例(拡声機の使用及び深夜営業等による騒音に関する規制、特定施設の届出等)」

・和歌山県公害防止条例

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki\\_honbun/k501RG00000398.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00000398.html)

徳島県

「徳島県生活環境保全条例」

[https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki\\_honbun/o001RG00001216.html](https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki_honbun/o001RG00001216.html)

香川県

「航空機による商業宣伝に関する規制

夜間における拡声機の使用の制限」

・香川県生活環境の保全に関する条例

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/2141/jyourei.pdf>



愛媛県

「愛媛県公害防止条例:特定施設の横出し規制及び特定建設業の横出し規制」

・愛媛県公害防止条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BD5177A&houcd=H344901010023&no=1&totalCount=2&jbnJiten=5030708>

高知県

「騒音にかかる特定施設の規制基準(法の定めより定格出力が低い機器でも届出対象としている。)」

・高知県公害防止条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H345901010026&no=1&totalCount=2&fromJsp=SrMj>

そのほかの回答

「公害の発生時に、公害防止計画を提出させ、公害防止措置の実施を命ずることができる条例を制定している自治体がある。」

・条例不詳

市区町村アンケート結果

設問	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	特記事項
自治体名	調整技術	調査技術	縦連携強化	横連携強化	計測機器	参照好事例	参照難航事例	集合研修	WEB研修	審査会/中央委員会との相談機能	審査会/中央委員会へあげたかった事例	指導/関与のための条例の有無/内容	計測機器の有無	【都道府県のみ】市区町村に対する研修実施	
	必要	最も必要	必要	必要	必要	あり	あり	必要	最も必要	必要	あり	あり	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	その他	必要	必要	なし	あり	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり		
	必要	必要	必要	必要	その他	なし	なし	必要	必要	最も必要	なし	あり	あり		
	必要	必要	必要	必要	その他	わからない	わからない	必要	必要	必要	なし	あり	あり		
	最も必要	最も必要	最も必要	最も必要	最も必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	なし	あり	なし	なし
	必要	必要	最も必要	必要	必要	なし	あり	必要	必要	最も必要	あり	あり	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり		
	必要	必要	必要	必要	その他	なし	なし	必要	その他	必要	なし	なし	あり	あり	
	必要	必要	必要	必要	その他	なし	なし	必要	必要	必要	なし	なし	あり	あり	
					騒音計で測定し基準を下回る数値だった場合、対象に「基準を遵守しているからこれ以上対応する必要はない」という考えを持たせてしまう可能性があるため測定しない方がよい事業もあると考える。										
	最も必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	その他	その他	その他	なし	あり	あり		
	※ブロック会議で共有できれば(問8・9)														
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	なし	あり		
	必要	必要	最も必要	その他	必要	わからない	わからない	必要	必要	最も必要	あり	なし	あり		
	必要	必要	最も必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	なし	あり	あり	
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	その他	必要	なし	あり	あり		特になし
	最も必要	最も必要	最も必要	最も必要	最も必要	なし	なし	必要	最も必要	最も必要	なし	あり	あり		
	最も必要	必要	必要	最も必要	必要	なし	あり	必要	必要	必要	なし	あり	あり	なし	
	最も必要	必要	必要	必要	必要	なし	わからない	必要	必要	最も必要	なし	あり	あり		
	最も必要	必要	その他	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	わからない	わからない	必要	必要	必要	わからない	なし	あり		
	最も必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり		
	最も必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり		
	最も必要	必要	必要	必要	必要	わからない	わからない	必要	必要	必要	わからない	あり	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	わからない	わからない	必要	必要	必要	なし	なし	あり		
	最も必要	最も必要	最も必要	最も必要	必要	わからない	わからない	最も必要	その他	最も必要	あり	なし	あり		
									集合研修を受けられない方など向けにあっても良いと思います(見返しができるとより良いかと思えます。)						
	最も必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	わからない	なし	あり		
	最も必要	最も必要	最も必要	必要	最も必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	なし	あり		
	必要	その他	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	なし	あり		
	最も必要	最も必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	あり	あり		なし
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	わからない	最も必要	最も必要	必要	なし	なし	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	わからない	わからない	必要	必要	必要	なし	なし	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	わからない	わからない	必要	必要	必要	わからない	あり	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	わからない	わからない	必要	必要	必要	なし	なし	あり		
	必要	必要	必要	必要	最も必要	わからない	わからない	必要	必要	必要	なし	なし	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	最も必要	必要	必要	なし	なし	あり		
	最も必要	最も必要	最も必要	最も必要	最も必要	わからない	わからない	最も必要	最も必要	最も必要	あり	なし	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	なし	なし	あり		No.3・No.4(条例解釈や苦情対応の相談など) No.5(対応状況により必要となる場合がある)
	必要	必要	必要	必要	その他	わからない	あり	必要	必要	最も必要	なし	なし	あり		
	最も必要	最も必要	必要	必要	必要	わからない	わからない	必要	必要	必要	なし	なし	あり		
	必要	必要	必要	必要	必要	わからない	わからない	必要	その他	最も必要	あり	なし	あり		
	必要	最も必要	必要	必要	最も必要	なし	なし	その他	その他	必要	なし	なし	あり		
	最も必要	最も必要	必要	必要	最も必要	必要	最も必要	必要	必要	必要	あり	なし	あり		
	必要	必要	最も必要	必要	必要	その他	なし	その他	必要	必要	なし	なし	なし		
	必要	必要	必要	必要	必要	なし	なし	必要	必要	必要	わからない	なし	あり		



## 市区町村アンケート結果

### 設問 12 指導/関与のための条例の有無/内容

「あり」との回答とともに、回答があった条例名等の内容及び、該当の条例が掲載されているウェブサイトの URL について、公調委において調べて記載したもの

#### ◆政令指定都市

##### 北海道札幌市

「特定施設の横出し・上乗せ規制、拡声放送規制、指定作業の規制」

- ・札幌市生活環境の確保に関する条例

[https://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w\\_reiki\\_nonframe/H414901010005/H414901010005\\_m.html](https://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w_reiki_nonframe/H414901010005/H414901010005_m.html)

##### 宮城県仙台市

「仙台市公害防止条例」

- ・環境関連の条例等

<https://www.city.sendai.jp/kankyo-chose/zigyousya/zyourei.html>

##### 埼玉県さいたま市

「作業場等の騒音

夜間営業騒音

商業宣伝拡声器騒音」

- ・さいたま市生活環境の保全に関する条例

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/016/002/p007235.html>

##### 千葉県千葉市

「拡声器の規制、飲食店等の音響機器の規制、資材置場等での重機などの規制」

- ・千葉市環境保全条例

[https://www1.g-reiki.net/chiba/reiki\\_honbun/g002RG00000503.html](https://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000503.html)

##### 神奈川県横浜市

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」

- ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

[https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki\\_honbun/g202RG00000744.html](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000744.html)

- ・横浜市生活環境の保全等に関する条例

[https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki\\_honbun/g202RG00001294.html](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001294.html)

##### 大阪府大阪市

「建設作業に係る指導方針」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199020.html>

##### 兵庫県神戸市

「神戸市自動車環境条例により、アイドリングストップの実施を義務付けている」

- ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例

[https://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki\\_honbun/k302RG00001240.html](https://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00001240.html)

## 福岡県北九州市

### 「上乗せ」

- ・北九州市環境基本条例

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/file\\_0323.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/file_0323.html)

- ・北九州市公害防止条例(地下水マネジメント推進プラットフォームに掲載されているもの)

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/pdf/activities/ordinances/cases/110.pdf>

## ◆市

### 北海道函館市

#### 「拡声放送の制限」

- ・函館市の主な条例の概要【環境・衛生】 函館市環境基本条例

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023121200041/>

### 北海道小樽市

#### 「特定施設の届出(横出し規制)、拡声放送の制限」

- ・小樽市公害防止条例

[https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020102000379/file\\_contents/otarusijourei.pdf](https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020102000379/file_contents/otarusijourei.pdf)

### 北海道帯広市

#### 「特定施設(空気圧縮機)の上乗せ規制

特定施設の横出し規制(エンジン、発電機)」

- ・帯広市公害防止条例(地下水マネジメント推進プラットフォームに掲載されているもの)

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/pdf/activities/ordinances/cases/116.pdf>

### 北海道江別市

#### 「江別市公害防止条例」

- ・環境・公害

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/2/22/91/>

### 青森県青森市

#### 「青森市公害防止条例」

[https://www.city.aomori.aomori.jp/reiki/reiki\\_honbun/r180RG00000481.html](https://www.city.aomori.aomori.jp/reiki/reiki_honbun/r180RG00000481.html)

### 青森県八戸市

#### 「公害が発生している(発生の恐れがある)時は、必要な措置を取るべきことを命ずるもの。」

- ・八戸市公害防止条例(地下水マネジメント推進プラットフォームに掲載されているもの)

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/pdf/activities/ordinances/cases/170.pdf>

### 福島県福島市

#### 「福島市公害防止対策条例」

- ・環境に関する資料・条例等

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-o/machizukuri/shizenkankyo/kankyo/1110.html>

### 茨城県水戸市

#### 「水戸市公害防止条例」

- ・騒音関係届出 | 水戸市ホームページ

<https://www.city.mito.lg.jp/page/4760.html>

・水戸市公害防止条例(地下水マネジメント推進プラットフォームに掲載されているもの)

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/pdf/activities/ordinances/cases/225.pdf>

茨城県つくば市

「つくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例」

[https://www1.g-reiki.net/tsukuba/reiki\\_honbun/e019RG00001089.html](https://www1.g-reiki.net/tsukuba/reiki_honbun/e019RG00001089.html)

茨城県ひたちなか市

「ひたちなか市公害防止条例」

・ひたちなか市公害防止条例(ばい煙、汚水、騒音、悪臭)

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/machizukuri/kankyo/1002650/1002666/1002667.html>

千葉県船橋市

「船橋市環境保全条例」

・廃棄物処理・環境保全

<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/haikibutsu/index.html>

・船橋市環境保全条例(地下水マネジメント推進プラットフォームに掲載されているもの)

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/pdf/activities/ordinances/cases/297.pdf>

千葉県佐倉市

「法律の裾切り及び横出し条例を制定」

・佐倉市環境基本条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A80073B01&houcd=H408901010024&no=1&totalCount=29&fromJsp=SrMj>

・佐倉市環境保全条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A80073B01&houcd=H411901010027&no=2&totalCount=29&fromJsp=SrMj>

千葉県習志野市

「騒音規制法の特定施設及び特定建設作業の上乗せ条例(条例は、騒音以外も規定)」

・習志野市環境保全条例

[https://www1.g-reiki.net/narashino/reiki\\_honbun/l000RG00000388.html](https://www1.g-reiki.net/narashino/reiki_honbun/l000RG00000388.html)

千葉県浦安市

「浦安市環境保全条例第 24 条で定める騒音等特定施設の対象を上乗せ・横出し

浦安市環境保全条例第 36 条で特定建設作業届出の対象を上乗せ・横出し」

・環境保全条例

<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/kankyo/torikumi/houshin/1000588.html>

石川県金沢市

「特定施設の横出し規制等」

・金沢市環境保全条例

[https://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/reiki/reiki\\_honbun/a400RG00000688.html](https://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/reiki/reiki_honbun/a400RG00000688.html)

富山県富山市

「富山市公害防止条例」

[https://www1.g-reiki.net/toyama/reiki\\_honbun/r181RG00000407.html](https://www1.g-reiki.net/toyama/reiki_honbun/r181RG00000407.html)

福井県敦賀市

「敦賀市環境保全条例」

[https://www.city.tsuruga.lg.jp/kurashi/kankyoku/kankyouhouzen/protect-environment.files/0005\\_20231221.pdf](https://www.city.tsuruga.lg.jp/kurashi/kankyoku/kankyouhouzen/protect-environment.files/0005_20231221.pdf)

長野県長野市

「長野市公害防止条例(市条例)」

規制法を補完するため、騒音規制法で定める特定施設及び特定建設作業の対象を拡大している。また、拡声機を使用する商業宣伝行為について、規制基準と禁止区域を設けている。」

<https://www.city.nagano.nagano.jp/documents/155/1539.pdf>

長野県松本市

「松本市公害防止条例」

[https://www1.g-reiki.net/city.matsumoto/reiki\\_honbun/e703RG00000485.html](https://www1.g-reiki.net/city.matsumoto/reiki_honbun/e703RG00000485.html)

滋賀県大津市

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」

[https://www1.g-reiki.net/city.otsu/reiki\\_honbun/x400RG00000271.html](https://www1.g-reiki.net/city.otsu/reiki_honbun/x400RG00000271.html)

大阪府豊中市

「市条例で、騒音・振動規制に係る特定建設作業の種類を追加。」

・豊中市環境の保全等の推進に関する条例

[https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki\\_honbun/k205RG00000465.html](https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki_honbun/k205RG00000465.html)

大阪府吹田市

「住民の安心の確保と住民・事業者間のトラブルの未然防止を目的とする。」

・吹田市環境の保全等に関する条例

[https://www2.city.suita.osaka.jp/reiki/d1w\\_reiki/H409901010006/H409901010006.html](https://www2.city.suita.osaka.jp/reiki/d1w_reiki/H409901010006/H409901010006.html)

大阪府八尾市

「八尾市生活環境の保全と創造に関する条例」

<https://www.city.yao.osaka.jp/cmsfiles/contents/0000062/62413/jourei.pdf>

兵庫県姫路市

「姫路市公害防止条例」

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/cmsfiles/contents/0000002/2448/kougaijyourei.pdf>

兵庫県高砂市

「騒音規制法で規制対象となっている圧縮機または送風機の規模要件が 7.5kw 以上となっているが、高砂市で定めている高砂市環境保全条例では規模要件を 2.25kw 以上と上乗せ規制をしている。」

・高砂市環境保全条例

[https://www.city.takasago.lg.jp/section/info\\_reiki/H411901010001/H411901010001.html](https://www.city.takasago.lg.jp/section/info_reiki/H411901010001/H411901010001.html)

山口県下関市

「下関市環境保全条例第 30 条～第 32 条で騒音等の規制についての努力義務を規定している。」

・IV 関係例規 - 2 下関市環境保全条例

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/4110.pdf>

徳島県徳島市

「徳島県生活環境保全条例」

[https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki\\_honbun/o001RG00001216.html](https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki_honbun/o001RG00001216.html)

香川県高松市

「上乗せ、横出し規制がある」

・香川県生活環境の保全に関する条例(土壌及び地下水汚染対策関係)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/horei/sxm34l180918091254.html>

香川県坂出市

「坂出市公害防止条例において、騒音規制法施行令別表第1に掲げる特定施設に上乗せするかたちで、騒音に係る指定施設と位置付け届出を受けている。」

・香川県生活環境の保全に関する条例

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/2141/jyourei.pdf>

長崎県大村市

「大村市環境保全条例第 20 条 市長は、この条例の施行に関し必要と認めるときは、当該関係者に対し適切な指導又は勧告をすることができる。」

・大村市環境保全条例

[https://www1.g-reiki.net/omura/reiki\\_honbun/q306RG00000470.html](https://www1.g-reiki.net/omura/reiki_honbun/q306RG00000470.html)

大分県別府市

「別府市環境保全条例」

[https://www1.g-reiki.net/city.beppu/reiki\\_honbun/t100RG00000544.html](https://www1.g-reiki.net/city.beppu/reiki_honbun/t100RG00000544.html)

宮崎県延岡市

「規制対象の特定施設について下記施設を横出し規制

・天井走行クレーン及び門型走行クレーン

・クーリングタワー

・集じん機

・冷凍冷蔵機

・洗びん機

・オイルバーナー

・遠心分離機

・石材引割機

・スチームクリーナー

・板金又は製缶の作業場

・木材加工作業場

規制対象の特定建設作業について下記作業を横出し規制

・電動工具を使用するはつり作業

・インパクトレンチを使用する作業

・コンクリートカッターを使用する作業

・ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業

・振動ローラーを使用する作業」

・延岡市環境基本条例

<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/uploaded/attachment/6434.pdf>

沖縄県うるま市

「うるま市公害防止条例」

<https://www.city.uruma.lg.jp/documents/1826/urumashikougai'boushijourei1.pdf>



◆町

奈良県斑鳩町

「斑鳩町環境保全条例

第3節 騒音の防止

(静穏の保持)

第23条 何人も、近隣の静穏を害するような騒音を発生させないように努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により近隣の静穏を害する騒音を発生させるおそれがあるときは、施設の位置、作業の方法等について必要な措置を講じなければならない。

(拡声機の使用制限)

第24条 商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、周辺的生活環境を損なわないよう必要な措置を講じなければならない。

2 町長は、拡声機を使用する者が、前項に定める必要な措置を講じないことにより、周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該者に対して、必要な措置を執るよう指導することができる。」

[https://www.town.ikaruga.nara.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/k417RG00000365.html](https://www.town.ikaruga.nara.jp/reiki_int/reiki_honbun/k417RG00000365.html)

宮崎県川南町

「公害防止条例による騒音発生施設に係る改善命令等。ただし、罰則等はなく、あくまで行政指導。」

・川南町公害防止条例

[https://en3-jg.d1-law.com/kawaminami/d1w\\_reiki/H348901010021/H348901010021.html](https://en3-jg.d1-law.com/kawaminami/d1w_reiki/H348901010021/H348901010021.html)

中央委員会(公調委)の平成23年4月～令和4年12月受付で電子化が完了している騒音事件一覧

令和4年12月現在

No.	略名	被申請対象地	申請人主張発生源	結果	調停等内容	専門委員	調査	測定結果	体感調査	申請人代理人	自治体等関与	関与結果	影響範囲	先住者	申請人住所	主訴	被害類型
1	騒音低周波音振動	住宅	給湯器・室外機							なし	なし		申請世帯のみ	申請人	市街地	適応障害	健康
2	騒音	その他	その他							弁護士	なし		近隣あり	被申請人	市街地	生活環境被害 健康被害	生活環境被害 健康被害
3	騒音	道路・鉄道	その他の事業活動・作業							なし	なし		近隣あり	申請人	市街地	生活環境被害	生活環境
4	低周波音	住宅	給湯器・室外機							弁護士	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ	被申請人	市街地調整区域	睡眠障害・圧迫感・頭痛・胸痛・耳の痛み・筋肉痛などの健康被害	健康
5	騒音低周波音	事業用地	その他の事業活動・作業							弁護士	市町村及び都道府県	その他	近隣あり	被申請人	市街地	抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害等の健康被害	健康
6	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業								都道府県審査会	打ち切り					
7	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	調停成立		任命				弁護士	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	申請人	市街地	生活環境被害	生活環境
8	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業							弁護士	その他	相談のみ	近隣あり	その他	市街地	肉体的精神的苦痛、不安障害	健康生活
9	騒音振動	高層同一建物内	その他							弁護士	なし	関与なし	申請世帯のみ	申請人	市街地	頭痛嘔気めまい	健康
10	低周波音振動	事業用地	その他の事業活動・作業			任命				弁護士	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	申請人	市街地	建物さしめ、安眠妨害	健康生活
11	振動	事業用地	建設建築解体工事				事務局及び自主測定			弁護士	その他		申請世帯のみ	申請人	市街地	建物被害	資産事業
12	騒音低周波音振動	道路・鉄道	その他の事業活動・作業							弁護士	市区町村	その他	申請複数世帯	その他	市街地	鬱、不眠、難聴、咳痰、建物被害等	健康資産
13	騒音低周波音	事業用地	変電施設・室外機			任命	事務局及び自主測定			弁護士	なし		申請世帯のみ	申請人	市街地	不眠、頭重、食欲不振他	健康
14	騒音振動	低層同一建物内	その他							弁護士	その他		申請世帯のみ	同一建物内	市街地	睡眠障害、睡眠不足	生活環境
15	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却		任命	事務局及び自主測定	基準以下	不一致	なし	簡裁	その他	申請世帯のみ	申請人	市街地	不眠による不祥事で解雇	資産生活
16	低周波音振動	住宅	給湯器・室外機			任命	事務局及び自主測定			なし	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ	申請人	市街地	吐気嘔吐、食欲不振、筋肉痛、手足のしびれ、動悸、ふらつき、めまい、不眠	健康
17	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業			任命	現地調査及び自主測定			弁護士	市区町村	相談のみ	その他	申請人	市街地	業務(商談等)支障	資産事業
18	低周波音	事業用地	給湯器・室外機			任命	事務局及び自主測定			被害者団体のみ	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	被申請人	田園地域	頭痛耳鳴めまい	健康
19	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却	因果関係認めず	任命	事務局及び自主測定			弁護士	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	申請人	田園地域	適応障害、過敏性腸症候群、頭痛、動悸、腹部膨満	健康
20	騒音低周波音	事業用地	室外機	調停成立		任命	委託及び自主測定			なし	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ	被申請人	市街地	嘔吐動悸めまい	健康
21	騒音悪臭	事業用地	その他の事業活動・作業			任命	現地調査のみ			弁護士	都道府県審査会	測定	申請複数世帯	申請人	田園地域	悪臭被害、安眠妨害	生活環境
22	振動	事業用地	建設建築解体工事	棄却		任命	現地調査のみ			弁護士	市区町村	打ち切り	近隣あり	その他	市街地	財産被害 陥没事故	資産事業
23	騒音	事業用地	給湯器・変圧発電機 冷凍・冷蔵庫	調停成立	適用される環境基準確認	任命	事務局及び自主測定	基準以下	不一致	なし	都道府県審査会	その他	近隣あり	被申請人	市街地	不眠症、頭めまい症、不眠ストレス	健康

No.	略名	被申請対象地	申請人主張発生源	結果	調停等内容	専門委員	調査	測定結果	体感調査	申請人代理人	自治体等関与	関与結果	影響範囲	先住者	申請人住所地	主訴	被害類型
24	騒音悪臭	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却		任命	事務局及び自主測定			なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	平穩妨害	生活環境
25	騒音低周波音	低層同一建物内	その他の事業活動・作業	調停成立		任命	事務局及び自主測定			なし	その他		申請世帯のみ		市街地	耳鳴り	健康
26	騒音悪臭	事業用地	給湯器・室外機			任命	事務局及び自主測定			なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	睡眠障害、自律神経失調	健康
27	騒音	道路・鉄道	その他の事業活動・作業	調停成立		任命	事務局及び自主測定			なし	市区町村	その他	申請世帯のみ	申請人	田園地域	平穩妨害	生活環境
28	騒音振動	住宅	その他の事業活動・作業	調停成立		任命	事務局及び自主測定	その他		なし	都道府県審査会	その他	申請世帯のみ	申請人	市街地	不眠症、不安神経症、自律神経失調症	健康
29	騒音振動悪臭	事業用地	その他の事業活動・作業			任命	委託及び自主測定			なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	家屋損傷、精神的苦痛	資産生活
30	低周波音振動	事業用地	建設建築解体工事	却下			調査なし			なし	市町村及び都道府県	相談のみ	申請世帯のみ	申請人	市街地	不眠	健康
31	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	調停成立		任命	事務局及び自主測定		実施せず	なし	市区町村	打ち切り	申請複数世帯	申請人	市街地	安眠妨害	生活環境
32	騒音低周波音	事業用地	変電施設・室外機	調停成立	シャッター開閉回数 変電設備防音、室外機移設	任命	事務局及び自主測定	基準超え	その他	なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	被申請人	市街地	不眠頭痛耳鳴等 身体症状症	健康
33	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業			任命	事務局測定	基準以下	その他	なし	市町村及び都道府県	相談のみ	申請世帯のみ	申請人	市街地	PTSD、心身症	健康
34	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	調停成立		任命	委託及び自主測定	基準超え	実施せず	なし	市区町村	測定	近隣あり	申請人	市街地	安眠妨害	生活環境
35	騒音	住宅	給湯器	調停成立	移設費折半	任命	事務局及び自主測定	測定なし	未実施	なし	市区町村	機器貸与	申請世帯のみ	被申請人	市街地	自律神経失調症、頸肩腕症候群、混合性抑うつ不安症、睡眠障害	健康
36	騒音振動	道路・鉄道	その他の事業活動・作業	棄却		任命	委託及び自主測定	基準以下	その他	弁護士	なし		近隣あり	申請人	市街地	安眠妨害	生活環境
37	騒音振動	高層同一建物内	AV機器	調停成立		任命	事務局及び自主測定	基準以下		弁護士	その他	その他	申請世帯のみ	同一建物内	市街地	睡眠不足、静穏環境侵害	生活環境
38	騒音低周波音振動	住宅	給湯器・変圧発電機	調停成立	関連がないことを確認	任命	事務局及び自主測定	基準以下	未実施	弁護士	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ、貧血	健康
39	騒音振動	事業用地	建設建築解体工事	調停成立	解決金支払い 反対運動取りやめ		自主測定のみ			弁護士	簡裁	打ち切り	申請複数世帯	申請人	市街地	ストレス、喘息悪化 家屋損傷	健康資産
40	騒音	住宅	給湯器・換気扇	調停成立	室外機移設 換気扇調整	任命	事務局及び自主測定	基準以下		なし	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ	申請人	市街地	神経過敏、不眠、胃潰瘍、宅地減損	健康資産
41	低周波音	事業用地	変電施設・室外機・排気			任命	委託及び自主測定			弁護士	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	申請人	市街地	慢性的な睡眠不足	生活環境
42	騒音低周波音	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却		任命	委託及び自主測定			弁護士	市区町村	測定	近隣あり	申請人	市街地	ぜんそく悪化等、家屋損傷、業務影響	健康資産
43	低周波音	事業用地	変電施設・室外機	取り下げ		任命	事務局及び自主測定	基準以下	不一致	弁護士	簡裁	打ち切り	申請世帯のみ	申請人	市街地	耳鳴り、不眠症、ストレス	健康
44	騒音	事業用地	室外機	棄却		任命	事務局及び自主測定	基準以下		なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	肉体的精神的苦痛	生活環境
45	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	調停成立	ボイラー一部移転の現状での運用法等に条件	任命	事務局及び自主測定	基準なし		なし	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ	申請人	田園地域	睡眠不足	生活環境
46	低周波音	事業用地	室外機	取り下げ			調査なし			なし			申請世帯のみ	被申請人	市街地	不眠、圧迫感、イライラ、不定愁訴	健康
47	騒音低周波音振動	事業用地	冷凍・冷蔵庫	調停成立	設備・機械稼働停止	任命	委託及び自主測定	基準超え	その他	弁護士	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ	申請人	市街地	睡眠障害	健康
48	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	取り下げ		任命	事務局及び自主測定	基準以下		なし	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ	被申請人	市街地	不眠、動悸	健康
49	騒音振動	事業用地	その他の事業活動・作業	取り下げ		任命	現地調査及び自主測定			弁護士	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ	申請人	市街地	不安を伴う適応障害、家屋損傷	健康
50	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	取り下げ			自主測定のみ			なし	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	申請人	市街地	不眠、精神的苦痛	生活環境

No.	略名	被申請対象地	申請人主張発生源	結果	調停等内容	専門委員	調査	測定結果	体感調査	申請人代理人	自治体等関与	関与結果	影響範囲	先住者	申請人住所地	主訴	被害類型
51	騒音低周波音	住宅	エアコン室外機	取り下げ		任命	委託測定	基準以下	不一致	なし	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	申請人	市街地	耳鳴り、頭痛、不眠	健康
52	騒音	事業用地	室外機	棄却		任命	現地調査及び自主測定	基準以下		なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	耳鳴り、圧迫感	健康
53	振動	事業用地	建設建築解体工事	調停成立	謝罪、解決金	任命	現地調査のみ			弁護士	市区町村	相談のみ	近隣あり	申請人	市街地	家屋損傷	資産事業
54	騒音悪臭	事業用地	その他の事業活動・作業	一部却下 一部棄却	一部認容	任命	事務局及び自主測定	基準以下	一致	なし	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ	被申請人	市街地	動悸、不眠、耳鳴り、精神不安定等	健康
55	騒音低周波音	住宅	給湯器	調停成立	機器移設	任命	現地調査及び自主測定			なし	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	申請人	市街地	不眠	健康
56	騒音	事業用地	その他	調停成立	窓閉鎖、防音シート、騒音発生時閉扉、将来建替え時の防音配慮		現地調査及び自主測定			なし	都道府県審査会		申請世帯のみ			精神的苦痛	生活環境
57	騒音	事業用地	室外機	棄却		任命	委託及び自主測定	基準以下	その他	弁護士	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	不眠等	生活環境
58	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	調停成立	目標標識移設、降下角度引上げ、低騒音機導入促進のための着陸料見直し		現地調査のみ			弁護士	なし		申請複数世帯	申請人	市街地	騒音、土地・建物の資産価値減少	資産事業
59	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却		任命	自主測定のみ			なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街化調整区域	睡眠障害	健康
60	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却		任命	事務局及び自主測定	基準以下		弁護士	都道府県審査会	打ち切り	申請複数世帯	被申請人	市街地	めまい、ふらつき、不眠	健康
61	騒音振動	事業用地	その他の事業活動・作業	調停成立	夜間利用しない		現地調査及び自主測定			弁護士	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ		市街地	めまい動悸不眠	健康
62	騒音振動	住宅	給湯器	棄却			事務局及び自主測定	基準以下		弁護士	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	不眠、頭痛、耳鳴り	健康
63	騒音振動	事業用地	その他の事業活動・作業	中止	中止決定：権利義務確定での紛争解決には訴訟要		調査なし			弁護士	簡裁	その他	申請複数世帯	その他	市街地	建物被害	資産事業
64	騒音悪臭	事業用地	その他の事業活動・作業	取り下げ	被申請人は対応、最も強く被害を訴えた住民が転居		調査なし			なし	市町村及び都道府県	相談のみ	その他	その他	市街地	建物被害	資産事業
65	騒音低周波音振動	住宅	給湯器	調停成立	機器移設、そのための申請人の費用負担		事務局及び自主測定		不一致	なし	市町村及び都道府県	機器貸与	申請世帯のみ		市街地	頭痛、不眠、胸の圧迫感、吐き気、血圧上昇	健康
66	低周波音	事業用地	冷凍・冷蔵庫	調停成立	解決金20万円	任命	委託及び自主測定			弁護士	簡裁	打ち切り	申請世帯のみ	同一建物内	市街地	不眠、耳鳴り、不安	健康
67	騒音振動	事業用地	その他の事業活動・作業	不受理			調査なし			なし	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	申請人		呼吸器症状、SLE、建物被害	健康資産
68	騒音振動	事業用地	建設建築解体工事	調停成立	遺憾表明 解決金各15万円		自主測定のみ			なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	睡眠不足	生活環境
69	騒音振動	事業用地	建設建築解体工事	棄却			現地調査及び自主測定	基準以下		弁護士	市区町村	測定	その他	申請人	市街地	営業損害	資産事業
70	騒音	道路・鉄道	その他の事業活動・作業	棄却			自主測定のみ			なし			その他	申請人	市街地	賃貸マンション営業損害	資産事業
71	低周波音	事業用地	室外機	棄却		任命	委託及び自主測定	基準以下	その他	なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	被申請人	市街地	神経衰弱状態	健康
72	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	取り下げ			現地調査及び自主測定			弁護士	その他	その他	申請世帯のみ	申請人		不眠頭痛	健康
73	騒音振動	事業用地	建設建築解体工事	棄却			現地調査及び自主測定			なし	市区町村	打ち切り	申請世帯のみ	申請人	市街地	建物被害	資産事業
74	振動	事業用地	建設建築解体工事	調停成立	解決金80万円	任命	現地調査のみ			弁護士				申請人		建物被害	資産事業
75	振動	道路・鉄道	建設建築解体工事	不受理	セ5は取り下げ		現地調査及び自主測定			なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	建物被害	資産事業
76	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	取り下げ			現地調査及び自主測定			なし	市町村及び都道府県			申請人		聴覚過敏症状	健康
77	騒音振動	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却			委託及び自主測定	その他	一致	なし	市区町村	指示不履行	申請世帯のみ	被申請人	市街地	肉体的精神的苦痛	生活環境

No.	略名	被申請対象地	申請人主張発生源	結果	調停等内容	専門委員	調査	測定結果	体感調査	申請人代理人	自治体等関与	関与結果	影響範囲	先住者	申請人住所地	主訴	被害類型
78	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却			現地調査のみ			なし	その他		申請世帯のみ	その他	市街地	肉体的精神的苦痛	生活環境
79	振動	道路・鉄道	建設建築解体工事	棄却	因果関係認めず	任命	現地調査及び自主測定	基準以下	未実施	なし	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ	申請人	その他	建物被害	資産事業
80	騒音振動	事業用地	変電施設・室外機・排気	取り下げ		任命	自主測定のみ			なし	市区町村	打ち切り	申請世帯のみ	申請人	市街地	不眠嘔気めまい	健康
81	騒音低周波音	住宅	給湯器	棄却		任命	委託測定	基準以下		弁護士	簡裁	打ち切り	申請世帯のみ	申請人	市街地	不眠めまい	健康
82	振動	事業用地	建設建築解体工事	却下	原因行為の工事が終了しており差止め等紛争余地なし		調査なし			弁護士	その他	その他		申請人		建物被害	資産事業
83	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	調停成立	相互に債権債務なし	任命	委託及び自主測定	基準以下		弁護士	都道府県審査会	打ち切り	申請複数世帯	申請人	市街地	安眠妨害	生活環境
84	騒音振動	事業用地	建設建築解体工事	調停成立	解決金25万円		調査なし			弁護士	市区町村	相談のみ	申請複数世帯		市街地	精神的苦痛	生活環境
85	騒音悪臭	事業用地	その他の事業活動・作業	一部認容		任命	現地調査及び自主測定			弁護士	その他	測定	申請世帯のみ	申請人		適応障害、不動産価格下落	健康資産
86	振動	道路・鉄道	建設建築解体工事	取り下げ			自主測定のみ			なし	市区町村	測定	申請世帯のみ	申請人	市街地	圧迫骨折	健康
87	騒音振動	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却		任命	事務局及び自主測定	基準以下		弁護士	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	申請人		頭痛、耳鳴り、吐き気	健康
88	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	調停成立	夜間営業禁止		現地調査のみ			弁護士	市区町村	相談のみ	その他	申請人	市街地	貸貸業支障	生活環境
89	騒音振動	道路・鉄道	その他の事業活動・作業	棄却			現地調査及び自主測定			なし	都道府県審査会	打ち切り	申請世帯のみ			建物被害	資産事業
90	騒音振動	事業用地	その他の事業活動・作業	一部認容			現地調査及び自主測定			なし	その他	相談のみ	申請世帯のみ	被申請人		精神的苦痛	生活環境
91	騒音低周波音	事業用地	その他の事業活動・作業	一部却下一部棄却			現地調査及び自主測定			なし	市町村及び都道府県	相談のみ	申請世帯のみ	被申請人		睡眠不足	生活環境
92	振動	事業用地	建設建築解体工事	棄却			現地調査及び自主測定			なし			申請世帯のみ		市街地	建物被害	資産事業
93	騒音振動	道路・鉄道	その他の事業活動・作業	棄却			現地調査及び自主測定			なし	市町村及び都道府県	測定	申請世帯のみ		市街地	建物被害	資産事業
94	振動	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却			自主測定のみ			弁護士	その他	打ち切り	申請世帯のみ			建物被害、精神的苦痛	資産生活
95	振動	事業用地	その他の事業活動・作業	取り下げ		任命	現地調査のみ			なし	その他		申請世帯のみ		市街地	地割れ陥没、建物被害	資産事業
96	低周波音	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却	因果関係認めず	任命	委託及び自主測定	基準以下		弁護士	簡裁	その他	申請世帯のみ			精神的不安定	生活環境
97	騒音振動	事業用地	建設建築解体工事	棄却			現地調査のみ			なし	その他	打ち切り	申請世帯のみ	申請人		物的被害	資産事業
98	低周波音	事業用地	室外機	棄却		任命	事務局測定		不一致	なし	市区町村	相談のみ	申請世帯のみ	申請人		圧迫感、騒々しさ	生活環境
99	騒音振動	事業用地	その他の事業活動・作業	棄却			現地調査及び自主測定			なし	都道府県審査会	打ち切り	その他			精神的苦痛	生活環境
100	騒音低周波音	事業用地	その他の事業活動・作業	取り下げ			現地調査のみ			なし				申請人		不快感や不眠症	生活環境
101	騒音低周波音	事業用地	室外機	棄却		任命	事務局及び自主測定			なし	市町村及び都道府県	相談のみ	申請世帯のみ	申請人	田園地域	動悸めまい不眠自律神経失調症	健康
102	騒音	道路・鉄道	その他の事業活動・作業	一部認容		任命	事務局及び自主測定			弁護士			その他		市街地	頭痛めまいいろいろ	健康
103	騒音	事業用地	その他の事業活動・作業	調停成立	機器、工程見直し	任命	事務局及び自主測定	基準超え		なし	市区町村	機器貸与	申請世帯のみ			精神的苦痛	生活環境
104	騒音低周波音	事業用地	室外機	一部認容		任命	委託及び自主測定			なし	都道府県審査会	その他	近隣あり	申請人	市街地	難聴不眠	健康

## 中央委員会(公調委)の平成23年4月～令和4年12月受付で電子化が完了している騒音事件のうち調停が成立した事件一覧

No.	分類	職権調査	自治体調査	甲/乙調査	甲乙ヒアリング	期日回数	専門家/専門委員ヒアリング	警察通報等	健康被害訴え	診断書提出	市町村相談	調停市町村関与	審査会	損害賠償以外の要求	特記事項
1	被申請人任意対応	基準未滿	未実施	基準超え		1		なし	あり	あり	あり	なし	なし	なし	
2	被申請人要対応	未実施	未実施	未実施		1		簡裁提訴あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	
3	被申請人要対応	未実施	未実施	基準超え		1		なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	
4	双方遵守(棄却すじ)	基準未滿	未実施	基準超え		6		なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
5	被申請人要対応	その他	未実施	未実施		1		なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	振動等調査のみ
6	被申請人要対応	未実施	基準超え	未実施		2		なし	あり	あり	あり	なし	なし	なし	
7	被申請人要対応	基準超え	未実施	基準超え		3		簡裁提訴あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	
8	被申請人要対応	基準未滿	未実施	未実施		2		なし	あり	あり	なし	なし	なし	あり	移設費用申請人負担
9	被申請人要対応	基準未滿	基準超え	基準超え		1		警察通報有り	あり	あり	あり	なし	あり	対象外	使用時間制限
10	被申請人要対応	未実施	未実施	未実施		18	2	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	滑走路供用変更・大阪空港調査
11	被申請人要対応	未実施	未実施	基準超え		3	2	なし	あり	なし	あり	なし	あり	あり	
12	被申請人要対応	その他	未実施	基準超え	7	1		警察通報有り	あり	なし	あり	なし	なし	なし	職権調査内容不明
13	被申請人要対応	基準未滿	未実施	未実施		3	3	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	
14	双方遵守(棄却すじ)	基準未滿	基準未滿	未実施	3	1	1	なし	あり	なし	なし	なし	あり	なし	
15	被申請人任意対応	基準超え	基準超え	基準超え	7	1	5	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
16	双方遵守(棄却すじ)	基準未滿	基準超え	基準超え	1	1	15	なし	あり	なし	あり	なし	なし	なし	
17	被申請人要対応	基準未滿	未実施	基準超え	4	1	4	なし	あり	なし	なし	なし	あり	なし	
18	被申請人要対応	未実施	未実施	基準超え	4	3		簡裁提訴あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし	
19	被申請人任意対応	基準未滿	未実施	基準超え	7	1	7	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	使用時間制限
20	被申請人任意対応	基準未滿	未実施	基準未滿		1		なし	あり	あり	なし	なし	なし	なし	
21	被申請人任意対応	基準超え	基準超え	未実施	3	1	4	警察通報有り	あり	なし	あり	あり	なし	なし	稼働時間制限・防音堀設置
22	被申請人要対応	基準未滿	未実施	基準超え	5	1	1	なし	あり	あり	あり	なし	なし	なし	移設費用折半
23	双方遵守(棄却すじ)	基準未滿	基準未滿	未実施	4	1	5	なし	あり	なし	あり	なし	あり	対象外	
24	被申請人要対応	基準超え	基準超え	基準超え	1	1	3	なし	あり	あり	あり	なし	あり	なし	
25	双方遵守(棄却すじ)	基準未滿	基準超え	未実施		2		なし	あり	あり	あり	なし	なし	なし	
26	被申請人要対応	基準未滿	未実施	基準超え	1	1	3	なし	あり	その他情報あり	なし	なし	なし	なし	
27	被申請人要対応	基準未滿	基準超え	基準未滿	1	8	2	警察通報有り	あり	なし	あり	なし	なし	あり	
28	被申請人任意対応	未実施	その他	基準超え	1	1	1	警察通報有り	あり	なし	あり	なし	なし	なし	

## 都道府県公害審査会の平成23年4月～令和4年12月公調委に終結を報告している騒音事件のうち調停が成立した事件一覧

No.	分類	市町村 相談	損害賠償 以外の要求	特記事項
1	被申請人要対応		あり	室外機移転
2	被申請人要対応		あり	防音壁設置、移転
3	被申請人要対応		あり	サッシ設置費用負担、稼働時間制限
4	被申請人要対応		あり	大型クレーン使用停止
5	被申請人要対応		あり	テニススクール時間制限
6	被申請人要対応		あり	工場移転
7	被申請人要対応		あり	移転、利用時間制限
8	被申請人要対応		あり	防音壁設置
9	被申請人要対応		あり	騒音振動軽減策
10	被申請人要対応		あり	室外機稼働時間制限
11	被申請人任意対応		あり	室外機移動
12	被申請人要対応		あり	防音対策
13	被申請人要対応		なし	工場騒音
14	被申請人要対応		あり	騒音対策
15	被申請人要対応		あり	アルミサッシ窓設置
16	被申請人要対応		あり	遮音対策
17	被申請人要対応		あり	防音サッシ・稼働時間制限
18	被申請人要対応		あり	操業時間制限・移転
19	被申請人任意対応	あり	あり	自治会との協議会
20	被申請人要対応		あり	騒音軽減策
21	被申請人要対応		あり	室外機撤去
22	被申請人要対応		あり	使用時間制限
23	被申請人要対応		あり	操業時間制限・移転
24	被申請人要対応		あり	騒音軽減、悪臭については棄却すじ
25	被申請人要対応		あり	No.24同一案件

No.	分類	市町村 相談	損害賠償 以外の要求	特記事項
26	被申請人要対応		あり	No.24同一案件
27	被申請人任意対応		あり	騒音軽減策
28	被申請人要対応		あり	騒音軽減策
29	被申請人要対応		あり	騒音防止策
30	被申請人要対応		あり	騒音防止策
31	被申請人要対応		あり	操業停止
32	被申請人要対応		あり	飲食店の騒音防止策
33	被申請人要対応		あり	宗教施設の騒音防止策
34	被申請人要対応		あり	空調室外機使用停止・移動
35	被申請人要対応		あり	道路建設計画見直し
36	被申請人要対応		あり	No.35同一案件
37	被申請人要対応		あり	排気ダクト騒音防止策
38	被申請人要対応		あり	駐車場使用时间制限
39	被申請人要対応		あり	ヒートポンプ位置変更
40	その他		なし	印刷工場騒音
41	被申請人要対応		あり	自動車修理工場騒音
42	被申請人要対応		あり	グラウンド使用場所変更
43	被申請人要対応		あり	幼稚園騒音
44	被申請人要対応		あり	高校吹奏楽部騒音
45	被申請人要対応		なし	病院の騒音
46	被申請人要対応		あり	スーパーマーケット室外機騒音
47	被申請人任意対応		あり	リサイクル工場の悪臭・騒音
48	被申請人任意対応		あり	No.47同一案件
49	被申請人任意対応		あり	No.47同一案件
50	被申請人任意対応		あり	老人ホーム室外機騒音
51	その他		あり	浴室換気扇悪臭
52	被申請人要対応		あり	エコキュート騒音
53	被申請人要対応		あり	印刷工場騒音



No.	分類	市町村 相談	損害賠償 以外の要求	特記事項
54	その他		あり	道路大気汚染
55	被申請人要対応		あり	農業施設騒音
56	被申請人要対応		あり	スーパー換気扇悪臭・駐車場騒音
57	被申請人要対応		あり	土地改良事業による振動
58	被申請人要対応		あり	エネファーム騒音
59	被申請人要対応		あり	コンビニ駐車場騒音
60	被申請人要対応		あり	幼稚園騒音
61	被申請人要対応	あり	あり	金属加工工場騒音
62	被申請人要対応		あり	製糖工場騒音
63	被申請人要対応		あり	資材置場粉塵・騒音(主として粉塵)
64	被申請人要対応		あり	採石場騒音・粉塵
65	被申請人要対応		あり	木材チップ工場騒音
66	被申請人要対応	あり	あり	農業用井戸騒音
67	被申請人要対応	あり	あり	自動車修理工場騒音粉塵
68	被申請人要対応		あり	酒類販売店の瓶破碎音
69	その他		あり	温室騒音・調停内容不明
70	被申請人要対応		あり	工場騒音
71	被申請人要対応		あり	揚水ポンプ騒音
72	被申請人要対応	あり	あり	工場騒音
73	被申請人要対応		あり	工場騒音
74	被申請人要対応	あり	あり	製麺所騒音
75	被申請人要対応		あり	立体駐車場騒音・振動
76	被申請人要対応	あり	あり	事業所騒音・大気汚染
77	被申請人要対応		あり	工場騒音
78	被申請人要対応		あり	マンション受水槽騒音
79	被申請人要対応		あり	結婚式場騒音
80	被申請人要対応	あり	あり	保育所騒音
81	被申請人要対応		あり	コンビニエンスストア騒音

No.	分類	市町村 相談	損害賠償 以外の要求	特記事項
82	被申請人要対応		あり	車両通行音(主要項目は粉じん)
83	被申請人要対応		あり	稲乾燥機騒音粉塵
84	被申請人要対応		あり	資材置場騒音
85	被申請人要対応		あり	自動車部品製造業騒音
86	被申請人要対応		あり	飲食店及び給湯器騒音
87	被申請人要対応		あり	プラスチック破碎工場騒音
88	被申請人任意対応		あり	食品工場騒音
89	被申請人要対応		あり	ゴム製造工場悪臭・騒音
90	被申請人要対応	あり	あり	空調室外機騒音
91	被申請人要対応		あり	紙加工業者騒音
92	被申請人任意対応	あり	あり	金属製品工場騒音
93	被申請人要対応		あり	省エネ給湯器騒音
94	被申請人要対応		あり	食品加工場騒音・悪臭
95	被申請人要対応		あり	碎石場騒音・粉塵
96	被申請人要対応		あり	自動車整備工場騒音・悪臭
97	被申請人要対応		あり	自動車製造工場騒音
98	被申請人要対応		あり	食肉加工場騒音・悪臭
99	被申請人要対応		あり	プラスチック加工場騒音
100	被申請人要対応		あり	中央リニア工事粉塵・騒音・振動(主として粉塵)
101	被申請人要対応		あり	集合住宅建設工事騒音
102	被申請人要対応		あり	マンション建設工事
103	双方遵守(棄却すじ)		あり	マンション居住者騒音
104	被申請人要対応		あり	ユニットクーラー騒音
105	被申請人要対応		あり	建設工事騒音
106	被申請人要対応		あり	幼児・児童施設騒音
107	その他		あり	発電所悪臭騒音・調停内容不明
108	被申請人要対応		あり	コインランドリー騒音
109	被申請人要対応		あり	自動車工場騒音・悪臭

**令和5年度騒音事件に関する研究会・専門委員意見交換会**  
**(第1回 令和5年12月11日) 議事概要**

**1. 開催概要**

日 時：令和5年12月11日（月）15:00～17:00

会場等：公害等調整委員会調停室及びオンライン

参加者：

【専門委員】倉片専門委員、佐久間専門委員、森専門委員、安田専門委員、森長専門委員

【委員】永野委員長、上家委員、都築委員、若生委員

【事務局】小原事務局長、岡田次長、福田総務課長、田之脇審査官、長澤審査官、吉川審査官、高橋調査官、堀田審査官補佐、小川専門職、山田専門職

(一財) 行政管理研究センター 武藤主任研究員、山田研究員

**2. 議事概要**

趣旨説明において、「昨年度の騒音事件に関する研究会について」、「研究会報告書を踏まえた取組の概要」について公害等調整委員会事務局から説明を行った。その後「他の専門委員意見書の閲覧について」、「案件処理の迅速化について」、「その他」について質疑及び意見交換を行った。

主な内容は以下のとおりである。

なお、本概要は、論点ごとに取りまとめる。

■公害等調整委員会事務局からの説明

(1) 昨年度の騒音事件に関する研究会で上げられた意見、課題

- ・研究会では、専門委員の意見書作成について自分の意見書が偏っていないか気になる、他の専門委員の意見書に触れてみたい、専門委員間の意見交換ができれば望ましいと思う等の意見があった。
- ・申請を受けた早期の段階での専門委員の関与、専門委員と公調委のコミュニケーションを活発にするための協議会の設置、専門委員の意見書作成に資する他の事件における意見書の閲覧が当面の課題とされた。

(2) 昨年度の騒音事件に関する研究会で上げられた意見に対する公調委の対応について

- ・他の専門委員作成の意見書の閲覧については、過去の類似事案等を参照することは、意見書を作成する作業の効率化や内容の充実を図る観点等から、望ましいことであり、支障はないとの結論に達した。
- ・上記の結論の根拠としては専門委員が「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」との守秘義務を負っていることによる。

- ・新たな専門委員の就任時には、意見書作成依頼にあたって専門委員間での閲覧、共有の実施について説明する。
- ・案件処理の迅速化の取組については、専門委員の協力により、早期の段階から審議に関与し、過去の測定結果等を活用して合理的な事件処理を行っていくことなどを検討している。
- ・事案の規模や内容に応じた事件処理を進めるとともに現地調査・意見書作成の合理化、標準化、簡素化等についても今後検討する。

### (3) 公調委と都道府県との連携について

- ・公害紛争のうち重大案件以外の調停案件については、法律上、中央委員会である公調委ではなく、各都道府県の公害審査会が管轄しており、各市町村の公害苦情窓口、各都道府県の公害審査会との連携強化を図っていく。
- ・本年の10月から12月にかけて全国6ヶ所でブロック会議を開催したが、こうした取組の中で、公調委と市町村の公害苦情窓口それから都道府県公害審査会等との相互連携協力、都道府県公害審査会に対して、公害紛争事件の公調委への移行等の取組を促した。

### (4) 本年度の調査研究について

- ・昨年度に引き続き、都道府県公害審査会委員・委員長、事務局に対するヒアリングの実施を予定している。
- ・都道府県及び市町村へのアンケートも併せて実施を予定している。
- ・ヒアリング及びアンケートでは、都道府県及び市町村の公害調整能力の向上に向けて、公調委と各自治体との相互関連、公調委からの情報提供に関する課題の調査を予定している。
- ・昨年度の調査に引き続き、調停成立案件の分析を実施し、主に、昨年度、拾いきれなかった専門委員の意見書作成、当事者へのヒアリングにおける議論を含めた分析を予定している。

## ■質疑及び意見交換

### (1) 他の専門委員の意見書閲覧について

- ・昨年度は、自分の意見書が偏っている可能性の検証及び過去の事件との整合性の検証が必要なのではないかと考え、先程紹介のあった意見を出した。他の事件との整合性をとるために、意見書を判例のように閲覧できるようにすべきではないか。(倉片専門委員)。
- ・最初は何を書いていいか書き方自体もわからなかったし、どう判断すべきか、わからなかった。同種の案件については参考としたい。(森専門委員)
- ・意見書自体が一つの財産であり、意見書の蓄積によって、専門委員のアイデアの創出が

効率良く実現できるのではないか。(倉片専門委員)

- ・蓄積された意見書を参照しやすいように構造化したカタログのようなものができると良いのではないか。(森長専門委員)
- ・過去の事例の参照については、メリットも大きく、次に就任する委員にとってのモチベーションにつながるのではないか。(安田専門委員)
- ・これまで公調委以外で入手できるものは入手して判断してきたが、公調委の資料が参考にできるなら材料がふえて望ましい。(佐久間専門委員)
- ・公調委としては、過去の意見書のみならず、意見書作成の前提となる測定データや現地調査の報告書等の情報の共有も想定している。共有されるべき情報の範囲についても議論しておきたい。(上家委員)
- ・過去の細かい資料、例えば、どういう風に分析をしているのか、時間的な変動についての理解等、意見書作成の上で引っかかる部分を参考にできればと考える。(森専門委員)
- ・意見書のカタログ化に際しては、閲覧を便利にするインデックスも構築する必要があるのではないか。(上家委員)
- ・この意見交換会まで、他に誰が専門委員をしているのか知らなかったし、訊くのもはばかられると思っていた。公調委として支障がないなら専門委員同士のコミュニケーションを図っていきたい。(倉片専門委員)
- ・自身の判断が過去例に影響されてしまわないか、先例について自由であるということを確認しておきたい。他方、過去の意見書に対して疑義をもつことがあるという懸念がある。(佐久間専門委員)
- ・公調委としては、過去の事例を参考にして委員の専門的知見と良心に従って判断すればよいと判断している。(若生委員)
- ・情報の共有の実現は前提であるとしても、全ての情報を読まなければ意見書が書けないような状況は意見書作成における過剰な縛りになりかねない。(永野委員長)
- ・経過の途中で専門委員間で相談をしてもよいのか、良くないと感じる。(倉片専門委員)
- ・公調委としては、現在進行中の事件の意見書作成も含めて、専門委員間の情報交換も委員の独立性を害するものではないと考えている。(永野委員長)

## (2) 案件処理の迅速化

- ・事務局の説明について、専門委員に相談する前に、却下(相当範囲生などの判断)としているということか。(佐久間専門委員)
- ・当事者からの資料(測定結果)、県の段階で得られた資料(測定結果)を見ていただきご意見をいただき、現地調査、職権調査の必要性の有無を検討し、場合によっては現地で測定もしていただいた上で、最終的に却下になることもありうる。(都築委員)
- ・公調委としては、案件処理の迅速化の理由として限られた人的・物的リソースを適切に配分し、合理化適正化を図りたいと考えている。そのためには、相当範囲性を満たすか

否かをもう少し厳密に考えてみる必要がある。加えて、相隣関係に関する事件を公調委で取り扱うべきか、今後考えておく必要がある。(永野委員長)

- ・今後、取り扱う公害をどの機関が担当するかを考える上で、そもそも公調委の取り扱う公害の範囲はどこまでなのかを厳密にする必要があるのではないか。音の場合は明確ではないように思える。(佐久間専門委員)
- ・公害という言葉のイメージから、多数のものに及んでいることが前提になっているが、実際は申請人を含めて周辺の2～3軒でも相当範囲性を満たしていることもある。(都築委員)
- ・相当範囲性を考える上で、空間的な広がりに加えて時間的な広がりも見ていく必要がある。例えば、ヒートポンプ給湯器に関する事件等は、当初お隣さん同士のトラブルと考えられ却下されたりしたが、後に日本全国で問題となった事例もある。したがって、些細な事件でも将来大問題につながることを予見する目利きが必要となるのではないか。(倉片専門委員)
- ・多発的に事件が起きることを考えていくのであれば、ますます公調委と都道府県等自治体の連携と分析の手法の検討が必要となる。(永野委員長)

### (3) その他

- ・本年6月開催の連絡協議会では、公害紛争処理法における「引継ぎ」の手續について話し合われた。各都道府県で生じた案件の解決を公調委で引き継ぐことについては、当事者から申し立てていかないと機能しないため、公調委からは都道府県等自治体から当事者に促してほしいという呼びかけを行っている。(岡田次長)
- ・今回のような会議はなかなか開くことは難しいかもしれないが、例えば新たな専門委員が加わられたとき等の機会に開催できればと考えており、意見を頂ければと考えている。(上家委員)

以上

**令和5年度騒音事件に関する研究会・専門委員意見交換会**  
**(第1回 令和5年12月14日) 議事概要**

**1. 開催概要**

日 時：令和5年12月14日（木）10:00～12:00

会場等：公害等調整委員会調停室及びオンライン

参加者：

【専門委員】 落合専門委員、高橋専門委員、佐野専門委員、富田専門委員

【委 員】 永野委員長、上家委員、都築委員、若生委員、大橋委員

【事務局】 小原事務局長、岡田次長、福田総務課長、田之脇審査官、長澤審査官、吉川審査官、高橋調査官、堀田審査官補佐、小川専門職、山田専門職

(一財) 行政管理研究センター 武藤主任研究員

**2. 議事概要**

趣旨説明において、「昨年度の騒音事件に関する研究会について」、「研究会報告書を踏まえた取組の概要」について公害等調整委員会事務局から説明を行った。その後、「他の専門委員意見書の閲覧について」、「案件処理の迅速化について」、「その他」について質疑及び意見交換を行った。

主な内容は以下のとおりである。

なお、本概要は、論点ごとに取りまとめる。

■公害等調整委員会事務局からの説明

(1) 昨年度の騒音事件に関する研究会で上げられた意見、課題

- ・研究会では、専門委員の意見書作成について自分の意見書が偏っていないか気になる、他の専門委員の意見書に触れてみたい、専門委員間の意見交換ができれば望ましいと思う等の意見があった。
- ・申請を受けた早期の段階での専門委員の関与、専門委員と公調委のコミュニケーションを活発にするための協議会の設置、専門委員の意見書作成に資する他の事件における意見書の閲覧が当面の課題とされた。

(2) 昨年度の騒音事件に関する研究会で上げられた意見に対する公調委の対応について

- ・他の専門委員作成の意見書の閲覧については、過去の類似事案等を参照することは、意見書を作成する作業の効率化や内容の充実を図る観点等から、望ましいことであり、支障はないとの結論に達した。
- ・上記の結論の根拠としては専門委員が「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」との守秘義務を負っていることによる。
- ・新たな専門委員の就任時には、意見書作成依頼にあたって専門委員間での閲覧、共有の

実施について説明する。

- ・案件処理の迅速化の取組については、専門委員の協力により、早期の段階から審議に関与し、過去の測定結果等を活用して合理的な事件処理を行っていくことなどを検討している。
- ・事案の規模や内容に応じた事件処理を進めるとともに現地調査・意見書作成の合理化、標準化、簡素化等についても今後検討する。

### (3) 公調委と都道府県との連携について

- ・公害紛争のうち重大案件以外の調停案件については、法律上、中央委員会である公調委ではなく、各都道府県の公害審査会が管轄しており、各市町村の公害苦情窓口、各都道府県の公害審査会との連携強化を図っていく。
- ・本年の10月から12月にかけて全国6ヶ所でブロック会議を開催したが、こうした取組の中で、公調委と市町村の公害苦情窓口それから都道府県公害審査会等との相互連携協力、都道府県公害審査会に対して、公害紛争事件の公調委への移行等の取組を促した。

### (4) 本年度の調査研究について

- ・昨年度に引き続き、都道府県公害審査会委員・委員長、事務局に対するヒアリングの実施を予定している。
- ・都道府県及び市町村へのアンケートも併せて実施を予定している。
- ・ヒアリング及びアンケートでは、都道府県及び市町村の公害調整能力の向上に向けて、公調委と各自治体との相互連関、公調委からの情報提供に関する課題の調査を予定している。
- ・昨年度の調査に引き続き、調停成立案件の分析を実施し、主に、昨年度、拾いきれなかった専門委員の意見書作成、当事者へのヒアリングにおける議論を含めた分析を予定している。

## ■質疑及び意見交換

### (1) 他の専門委員の意見書閲覧について

- ・以前は裁定委員会に出席して意見を述べていたが、意見書を作成するようになった当初は書き方がわからず、公調委の事務局にたたき台のようなものを作成してもらい、これを参考にした。意見書のカタログ化については、騒音事件の性質上それぞれがオーダーメイド化されたものが多いので、ポイントを何か抑えたところをまとめた方が参考になる。(落合専門委員)
- ・最初に意見書を書いたときからこれでいいのか悩みながら担当者と相談しながら作ってきた。これで情報が足りているのか悩みながらである。他の人の意見書を拝見できれば迅速化は図れるが、事件によって視点は異なるので閲覧してもそのままなぞれるわ



けではない。(高橋専門委員)

- ・ 最初に関わった事件では特に悩みながら作成した。また、意見書の閲覧については、双方の主張や現地調査の内容を踏まえて争点になっているところに対する記載であるため、参考程度にしていただきたい。実際には意見書は、事務局とのコミュニケーションによって追記したりしている。(佐野専門委員)
- ・ 騒音事件のケースバイケースの特性をふまえた上で、中立、公平を考える上ではやはり他の意見書自体は参考になる。(冨田専門委員)
- ・ 騒音案件では現地で音を聞かないと、振動案件では振動を実際に体感しないと、意見書を見るだけではわかる範囲は限定的になると思う。(落合専門委員)

## (2) 案件処理の迅速化

- ・ 騒音事件についてはオーダーメイドのような対応が求められるし、申請人及び被申請人からの資料が上がってこない、資料のクオリティが不十分である場合があるなどの問題もあり、時間がかかっている。難しい案件の場合外部委託となり、仕様書作成、入札、測定といった段階があり、長くなってしまうと思う。(落合専門委員)。
- ・ 複雑な事件ではどうしても業者委託の方がより正確なデータがとれることがある。公調委による測定は迅速化の点で優れているが、公調委の測定と外部業者の委託による測定のバランスをどう図るかは考える必要がある。(高橋専門委員)
- ・ データを信頼できそうなものは活用すべきであり、現地確認だけでいいものから特定の調査だけを追加すればいいもの、大規模に調査をしなければならないもの、いろいろな場合がある。(冨田専門委員)
- ・ 被申請人である行政が長期モニタリングを実施した事件があったが、そういった事件では現地確認は必要だが職権での調査は不要であったのではないかと考えている。出されている証拠がしっかりして状況が把握できるものについては、調査までやらないことも可能。また、現地を見なくてもよかったかなというものもあった。(佐野専門委員)
- ・ 質の低いデータの場合、わかるのはここまで、と言っている。また、計量器として認められていない機材での測定であれば、証拠として採用するのはいかがなものか、という発言をすることはある。(佐野専門委員)
- ・ 実施した結果、使わなかったものもあるとしても結果論ではないか。また、大きな音が出ていれば判断しやすいが、レベルが小さくて苦情を言っている場合は、苦情原因が苦情者自身の問題である場合もあるので、きちっと測定しないと難しい。公調委には測定機器が3台しかないので、やれる範囲が限られている。(落合専門委員)
- ・ 証拠として提出された調査が不完全であっても、外部調査の必要性について見通しを立ててもらえるとありがたい。(都築委員)
- ・ 時間と費用をかけた調査をしたにもかかわらずあまり使われないデータもあり、委託調査の実施について、最初の段階で専門委員との意見交換が重要であると思う。(若生

委員)

- ・ 迅速化に関連するが、専門委員の負担にはなるものの見立ての段階で声をかけて頂ければと思う。(落合専門委員)
- ・ 以前のように裁定委員会に出席していれば進捗がわかるが、最近はそうではないので、可能な限り進捗状況を教えてほしい。(落合専門委員)
- ・ 迅速に越したことはないし、時間がたってからデータを送られてきても再度資料を読み直さなければならず二度手間になっている。(冨田専門委員)
- ・ 公調委、都道府県の公害審査会、市町村の公害苦情窓口から公害紛争処理システムが形成されており、各々の持つ特質に応じて事件を各機関が担当すべきではある。しかし、実際には市町村には 5 万件の苦情が寄せられており、公調委で扱うべき事件が埋もれているのではないかと、事件の軽重に応じてリソースを配分すべきという問題意識をもっている。軽微な事件で申請人側からの証拠によって、被申請人からの利益侵害がないのではないかと判断されるような事件についてはどのような対応が必要か、現地調査は必要か、何をポイントとして調査すべきか、専門委員からも意見書の提出をお願いする以外の選択肢もあるのではないかと、他方、大型の事件ではリソースを注力すべきではないか、という問題意識がある。各組織の特性を理解して選択してもらえるのが理想。そのために広報活動にも務めている。(永野委員長)

### (3) その他

- ・ それぞれの専門委員の先生の専門も何かの形で知ることができるようになると相談しやすいのではないかと。
- ・ ネットにあふれる情報に基づいて低周波音が原因と思いきむような事例が結構存在している。妥当な申請ではないものはできるだけ早い段階で簡易的な調査を実施すると同時に妥当ではない申請を排除するシステムの構築も必要なのではないかと。(高橋専門委員)
- ・ 相当範囲性についての基準が悩ましい。個人的にはマンションの事例などは見なくてよいと考えている。(佐野専門委員)
- ・ 相当範囲性の定義は難しい。個別事案ごとに考えていく必要がある。1対1の事案で到達していないと判断できている場合、測定は不要ではないかと。ただし、騒音発生源の潜在的な関係者が広い場合は配慮が必要であり、端緒的事件では軽微であっても対応すべき、と考えている。(永野委員長)
- ・ 今回、専門委員、公調委を含めた意見交換会は初めての試みであり、集まることの意味は共有されたと考えている。定期的には集まることは難しいかもしれないが、色々な機会を捉えて今後も開催を考えていきたい。(上家委員)

以上

**令和5年度騒音事件に関する研究会・専門委員意見交換会**  
**(第2回 令和6年2月28日) 議事概要**

**1. 開催概要**

日 時：令和6年2月28日(水) 10:00～11:30

会場等：公害等調整委員会委員会室及びオンライン

参加者：

【専門委員】 落合専門委員、倉片専門委員、高橋専門委員、佐野専門委員、佐久間専門委員、  
安田専門委員、森長専門委員

【委員】 永野委員長、上家委員、都築委員、若生委員、大橋委員

【事務局】 小原事務局長、岡田次長、福田総務課長、田之脇審査官、長澤審査官、吉川  
審査官、高橋調査官、堀田審査官補佐、小川専門職

**2. 議事概要**

今年度の騒音事件に関する研究会の活動に関して、「公調委における騒音問題に関する調停成立事件の分析」、「都道府県公害審査会委員や公害苦情相談アドバイザーを対象とするヒアリングの実施」、「都道府県・市区町村に対するアンケートの実施」について、公害等調整委員会事務局から説明を行った。その後、質疑応答を行った。

次に、専門委員及び公調委委員による意見交換を行った。

**■今年度の騒音事件に関する研究会の活動についての公害等調整委員会事務局からの説明**

**(1) 公調委における騒音問題に関する調停成立事件の分析**

- ・ 公調委で平成23年以降に調停が成立した騒音事件28件及び都道府県の公害審査会の調停成立事件109件を対象とした分析を実施した。
- ・ 今回の分析対象である調停成立事件は、①被申請人要対応、②被申請人任意対応、③双方遵守に分類した。
- ・ 公調委の調停事件28件の分類ごとの割合は、①被申請人要対応：61%、②被申請人任意対応：21%、③双方遵守：18%であった。
- ・ 職権調査は、全28件のうち86%で実施されている。
- ・ 自治体調査の実施については、10件、36%であり、基準超えが8件、基準未達が2件であった。
- ・ 期日の回数の平均は3.6回であった(ヒアリングを含む)。
- ・ 公調委の調停に関する基本的な考え方は、裁定が申請された後、審理の途中で、当事者の意向、事案の性質を踏まえ、裁定委員会が調停成立の見込みが高いと判断した時に職権で付調停の決定をして調停手続を開始するというものである。ポイントとしては丁寧な調停の進行を続けることで、当事者から良いアイデアが示されることがある点である。一

方、調査は、調停成立に向けた判断・説得を行うための強力な手法であるが、その活用については、絶対視することなく、紛争解決のために必要なことは何かという視点で検討する必要があると考えられる。

- ・都道府県の調停事件 109 件の分類ごとの割合は、①被申請人要対応：86%、②被申請人任意対応：8%、③双方遵守：1%であった。
- ・自治体調査の実施については、33 件、30%であり、そのうち「基準超え」が 11 件、「基準未満」が 1 件、結果未記載が 21 件であった。
- ・期日の回数の平均は 5.9 回であった。
- ・調停成立のためには、被申請人から（被申請人が納得しつつも）申請人が納得できるような対応策を引き出すことが重要であると考えられる。
- ・調停期日については平均 5.9 回となっており、双方の主張を丁寧に聞き、かつ、事実関係の把握等を行った上で調停案を作成し、双方の歩み寄りを促すことで調停に至っているものと考えられる。期日 1 回は 2 件、2 回は 12 件であり、少ない回数で調停に至った件数の全体に占める割合は小さい。
- ・約 3 分の 2 の事件で、自治体調査を行わずに調停を成立させている。ポイントとしては、公調委同様、丁寧な調停の進行に伴う中で当事者から良いアイデアが示されることがある点である。一方、調査は、調停成立に向けた判断・説得を行うための強力な手法であるが、その活用については、絶対視することなく、紛争解決のために必要なことは何かという視点で検討する必要があると考えられる。

## （２）都道府県公害審査会委員や公害苦情相談アドバイザーを対象とするヒアリングの実施

- ・大阪府、宮城県の事例は丁寧に期日を重ね、傾聴しつつ信頼関係を築くということで合意に至った事例である。
- ・大阪府、宮城県、いずれのヒアリングにおいても、法曹、騒音問題の専門家、医者等、専門家により編成されたチームでの対応が大変重要であることが強調されている。
- ・大阪府、宮城県及びアドバイザーへのヒアリングからは、特に都道府県の体制の弱さや危うさが指摘された。
- ・上記各ヒアリングでは、騒音苦情対応が市区町村の事務なので、都道府県が騒音の現場に接する機会も少なく、市区町村の相談を受けてアドバイスできる人も減少し、それに伴いノウハウ・知見・経験等も減少していることが挙げられている。また、地方研究機関が騒音測定等の調査を行わない自治体もあることが明らかになった。
- ・加えて、都道府県の対応能力の減少やそれに伴う市区町村への支援に対する懸念があることも各ヒアリングでは指摘されており、公調委には都道府県と市区町村との連携の強化にもっと力を注ぐべきでないかとの提案がされた。
- ・各ヒアリング対象者から、その他の提案として、制度的な対応、相談セッション設置、事

例集やマニュアルの作成等が提起されている。

- ・ただし、地方公共団体やアドバイザーからの提案は、公害紛争処理法の世界ではなく、むしろ環境行政が担うものもあり、環境省等、諸法令を所管する国の機関との連携の必要があると考えられる。

### (3) 都道府県・市区町村に対するアンケートの実施

- ・都道府県も市区町村も一番必要なものとして、当事者間の調整を行うに当たってのノウハウを挙げている。騒音測定技術の必要性等と比較しても倍ぐらいの数が挙げられている。
- ・測定機器に関しては、都道府県や市区町村は大半のところでは保有していることが明らかになっている。一方で、測定は重要だが、測定値に頼ることは実際の紛争処理及び当事者間の調整においてリスクとなる部分があることを、3つの自治体が自由表記で記載している。
- ・半分近い数の都道府県と市区町村では、騒音についての指導や関与のための条例・規則を整備している。条例・規則の内容は、騒音規制法の横出し・上乗せ、拡声器に対する規制（深夜のカラオケ営業）、重機での作業、アイドリングストップへの規制等、騒音規制法等でカバーできない部分について、独自の条例等を作って対応している。
- ・調整ノウハウや測定技術の習得、あるいは自治体間の連携の必要性等について、高い意識を持っており、ノウハウ等の各種の情報を欲していることが明らかになっている。

### (4) 公調委事務局の説明に対する質疑応答及び意見交換

- ・都道府県の力が弱まっている。体制強化が必要。神奈川県（横島氏）は市区町村の測定のアドバイス、サポートをされており、同様に他の都道府県でも行えることが望ましい。アンケートでは測定機器の保有率の高さが指摘されたが、実際は十分な台数が揃っていないことや、周波数分析機能のついた騒音計が無いこともあり、同じ都道府県との連携や市区町村との連携が大事である。（落合専門委員）
- ・東京都の公害審査会は委員15人体制で対応、6割の事件が騒音だが、委員のうち、騒音関係は4人しかいない。また、東京都公害審査会自体では測定を行わず、市区町村に依頼するが、市区町村によって経験に差があり、仮に十分な経験があっても測定器が十分でない等の苦労がある。（落合専門委員）
- ・公調委の調停結果で基準超えの数が多いことに驚いた。本来であれば基準超えとなるような案件は公調委ではなく、市区町村や都道府県レベルで対応がなされるのではないかと。また、基準超えの「基準」が何の基準であるか、例えば、環境基準であるのか、騒音規制法の基準であるのか等、明確にする方が良いのではないかと。経験した例では特定施設として市区町村への届出が必要であったにもかかわらず当初未届けで、かつ測定すると基準超えだった事件だが、こうした事件では市区町村がまずは指導すべきだったのではないかと。

別の例は県事例だったため公調委に付託されたものだが、都の条例で明らかに届出をすべきものが届け出られていなかった例であり、東京都がまずは指導すべきだったのではないかと思った。(倉片専門委員)

- ・今回の分析における「基準超え」については、騒音規制法の規制対象の施設以外の事案が多いので、法の規制値との比較だけでなく、比較可能な数字があるときには、その数字と比較して基準を「超える」、「超えない」を判断し整理した。したがって、環境基準を使用しているケースと、騒音規制法の基準値を使っているケースとが混在している。可能であれば、詳しく分類してまとめた方が良いと考えている。(吉川審査官)
- ・私が担当した上記事件はレアケースだったかもしれないが、申請受付時に自治体の未対応状況について確認するなど両者の役割分担を明確にすることが、公調委の業務負担軽減のために有効ではないか。(倉片専門委員)
- ・測定値が基準を「超える」、「超えない」に加えて、低周波音については、対応関係の調査・体感調査をしたかどうかがわかると今回の調査結果が詳しく理解できるようになるのではないか。(高橋専門委員)
- ・埼玉県の公害審査会ではいわゆる職権調査のような調査はしないが、大阪府や宮城県では、その職権調査に該当するような調査をしていることに驚いた。また各地方公共団体は、できるだけ同じ水準で調査を実施するのが望ましいのではないか。(高橋専門委員)
- ・三重県、静岡県については、審査会での調査は市区町村に依頼して測定し、必要であれば、県の方で対応するスタンスである。審査会委員が自ら測定する能力がある場合、率先して調査を引き受けることもあり、申し出て実施したことはある。大阪府、宮城県の事例も委員が積極的に関与したのではないか。(佐野専門委員)
- ・苦情案件で測定しに行くと、「今日は音が出ていない。」と申請人が納得しないことや、聴覚上は聞こえるけれども、騒音計に反応しない事例がある。一方、客観的には音が聞こえないこともある。申請人にとって不都合な測定結果の場合は提出しないため、基準超えが多くなっているのではないか。家の前の24時間営業の施設における夜中の自動車のコイン掃除機の音に関する事件では基準を超えていないことから難航した。また、申請人も、対策を講じてもらっても、騒音が解消できないのであれば合意できないといったこともあり、対応が難しい。このほかに、申請人、被申請人双方とも、相手が譲歩してくると、さらにレベルを上げていくので、どこに落としどころをつけていくのかという部分が難しく、こうした例での調整についてノウハウがほしい。(佐野専門委員)
- ・千葉県では、環境研究センターに測定する体制が整っていた。埼玉県等隣接他県では行われないこともあることに驚いた。また、調停という意味では裁判所の調停委員も行ったが、裁判所に調停申請する人の中には公害審査会の制度を知らないで裁判所に来る人も多かった。一旦公調委に持っていった例もあった。調停に対する社会のニーズは大きいと考える。(佐久間専門委員)
- ・今回の調査で調停に至らなかった案件についてもフォローしてもらえると、より有り難

い。また、前回の意見交換会で議論となった相当範囲性について、今回の調査ではどのように位置づけられるのか。住宅の紛争であれば住宅紛争の機関もあるが、早い段階で、公調委で扱うべき対象なのかを仕分けることで、公調委の負担を下げつつ、適正な審査が行われる体制の形成にもつながるのではないかと。(佐久間専門委員)

- ・経験が浅く、終結事件をまだ経験していないが、柔軟な対応が重要ということは感じている。自治体では予算が削減される中、求められているのはノウハウである。公調委の持つノウハウをどう共有し、現場がどういう形の共有を望んでいるのかが気になった。継続的に定期的な検証が一番妥当なのか、意外と違うところに悩みがあるのかが、より明確になりノウハウが伝われば、現場の負担の分散化にもつながることが考えられる。(安田専門委員)
- ・結果共有は有り難い。まだ終結を経験していないが、今の例では全く基準未達の小さな音を問題にしているが、こうした例での調停のノウハウが重要と思う。(森長専門委員)

#### ■専門委員等による意見交換会

- ・環境省の講習会における自治体参加者も事務系が半分、かつ数年で異動ということで、理解を得るのが難しい。都道府県で講習をしてもらえるといいのではないかと。職員の経験不足で不安なところが多い。騒音担当者を対象とした講習等でも事例集の要望はあるが、実際は、事例と全く同じ案件はなく、応用問題であり、その場で対応したもので進めていくしかない。(落合専門委員)
- ・環境省で出している事例集は具体的な周波数特性や数値(デシベル)を示したものが多いが、実際の苦情対応の際には、より具体的にどのように対応したか等の内容(公害苦情事例集)の方が自治体職員には参考になる場合があるのではないかと。そういうものがあるなら、我々にも提供してほしい。(落合専門委員)
- ・事例集を読んでも自分のスキルとして発揮できるようになるには時間がかかり、そのノウハウを身につけるには異動の多い市区町村の職員には難しいのではないかと。一方、ノウハウに頼りすぎるのもよくないのではないかと。属人的になってしまい、対応にムラが出る。むしろ、ノウハウというよりは、もう少し何か過去の事例を整理する形で、こういう場合にはこうしたら良いという明確な指針を策定できればと考えている。(倉片専門委員)
- ・公害といいながら近隣問題が多い。そういう事件を公調委で扱うのは制度上いかなものかと思う。こうした事例を段階的に公調委に上げてくるような制度に整理していけないか。(高橋専門委員)
- ・どうしたらいいのか、というノウハウはほしいが、何に対するノウハウなのかを明確にする必要がある。事例を調査して分析すると役に立つ資料ができるのではないかと。(佐野専門委員)
- ・職員のみならず専門委員間でもノウハウを継承していければいい。新任専門委員への共有の場があるといい。ノウハウは定型化した形のものとして提示することが必ずしも良い

というわけではなく、まずは事例として提示することが考えるきっかけとなるのではないか。基本的な情報提供、技術的水準や経済合理性を含めた、状況に応じた対応につながる情報共有の整理の仕方を考えていくことが重要なのではないか。(佐久間専門委員)

- ・ 属人化しない誰でも同じ対応がとれる明確な指針とともに、個別事例の 2 段階の情報がほしい。時系列的に経緯を追った経緯情報があると助かる。ただし、事例集も必要であるが、情報が増えすぎて、そもそもアクセスするのも大変になるので、それをどういう形で整理していくのかを考える必要がある。また、自治体ごとに悩みが違ってくるので、それを吸い上げることも重要ではないか。(安田専門委員)
- ・ 問題解決のためのカタログが必要と第 1 回で申し上げたがそれが事例集ということ。時系列的情報があると、より人間らしい判断を導き出すことができるのではないか。専門委員を含めて事例集の作り方について議論するのがいいのではないか。公調委事務局から類似事件例を提示してもらったのは参考になった。(森長専門委員)
- ・ これまで 8 件調停を成立させたが、うち 2 件では都道府県で不調で公調委で成立し、調停成立のノウハウを知らせてほしいと言われた。しかし、公調委の職権調査はレベルが違い、専門委員からの意見の役割が大きい。例えば、 $Leq$  で環境基準は超えず、対象事業者ではないものの参考としている規制基準で  $L5$  を超えていなくても、 $Lmax$  が何度も基準を超過していた例などもあり、申請人の不快感を増大させているとの意見をいただくことがある。そのような場合は、裁定なら棄却の可能性があっても、一種の「基準超え」として被申請人に何らかの対応してもらいたいということで、調停の材料にしている。そのため、調停成立のノウハウといっても、得られる専門知見の違いが前提となっている。また、そのような材料がなく、裁定を行えば棄却になる場合でも、将来の紛争防止のため、裁定を受けるよりはせめて当事者双方で環境基準や規制基準等を確認して、今後も被申請人がこれを遵守し、双方が相手に配慮するという内容で調停を成立させるほうがメリットがあるとして成立することもある。このように公調委では、裁定が控えているという違いもある。以上のような公調委の調停と都道府県審査会における調停との違いの認識も重要で、県審査会の会長からは、裁判では簡単に棄却されるような事案でも、行政による配慮と委員である弁護士の利害調整により調停が成立することもあるとの話を聞くことがある。職権調査ができない場合であっても、行政 ADR の果たすべき役割があり、すぐに諦めることなく、弁護士の持つ利害調整の方法といったノウハウを活用して調停の努力をすべきであり、そのようなノウハウの共有が必要ではないか。(都築委員)
- ・ ノウハウの定式化は難しいが、測定値の扱い方、例えば、説得材料としての有効な指標として  $Lmax$ 、 $Lmin$  のような指標を用いること等は定式化したノウハウとして有効なのではないか。(倉片専門委員)
- ・ 調停といっても、必ずしも何らかの対応を求めるものだけではなくて、その事案の性質に応じて、様々な形の調停の形態というのがあって、それを公調委としては模索しているというところでもあるので、都道府県の審査会でも、もう少し多様な調停のあり方を検討し



ていただいてもいいと考えている。(若生委員)

- ・公害紛争処理法自体が公調委と都道府県審査会を規定するに止まる一方で、騒音規制法は市区町村に権限を与えているので、執行に関しての知識は市区町村に集積するが、市区町村レベルでは人員削減と短期間での異動で経験は蓄積できない。市区町村レベルでの騒音の問題も行政対応は苦情処理と一括されている。振動、騒音に関しての個別法の規制、工場、マンション、住宅という切り口での規制、地方自治体の条例とあり、騒音に関しての規制システムが多角的で総合的に制度設計されていない。苦情処理が市区町村レベルで苦情処理部局だけで行われているのか、規制部局も関与しているのか、騒音問題の行政不服審査による処理状況、市区町村と都道府県との連携の仕方というところを気にしながら、公調委の役割として、市区町村に専門性を付与するための支援をすることが必要だろう。なお、騒音に関する基準は騒音源との交渉材料としては有効だが、環境基準は行政の努力目標に止まり、個別法の規制基準と環境基準との関係も検討の必要がある。(大橋委員)
- ・公調委、都道府県審査会、苦情処理機関は紛争解決機関として、裁判所のような一般的な事件を扱うわけではなくて、特定の類型のものを扱う機関であり、そこで調停による解決というのは大変望ましいことであるが、ただ闇雲に相互の互譲というのを進めていけば、これは声の大きな方の言い分が通ってしまうことになる。専門機関として合理的な解決を志向していくということが必要であり、そのために測定なり何らかの基準に基づき解決することが望ましい。調停の結果と、心証とが相関する形で解決が図られている、公調委はそれだけのリソースを持っているからこそ可能と思う。本来やはり事務を所管する市区町村で測定を行ってもらえるのが望ましく、県と市区町村との連携の在り方を工夫することにより、審査会においても測定結果の利用が高まることが望ましいように思われる。測定のリソースの制約のある中で、県の審査会は委員である弁護士や専門家の専門性を反映した合理的な解決を目指して、3分の2の事件は測定がないにも関わらず、調停期日を重ねることにより合意成立に至っていることは注目に値すると思われる。相当範囲性をどう考えるか、個別事件の裁定を積み重ねて検討していく。(永野委員長)
- ・今日の皆様方からのご意見を元にして、さらに考察をもっと整理して一定の成果を、都道府県や市区町村にも示せるような報告書にしていきたいと考えている。本日のご意見だけでなく、後ほど、ご意見があれば頂き、加えて、考察をしていく中で、素案ができた段階で報告書の中でお示ししたい。(上家委員)

以上

## 騒音事件に関する研究会 令和4年度報告書 目次

I. 騒音事件に関する研究会の目的と今年度の概要 .....	1
1. 設置の背景と目的 .....	1
2. 構成員及び出席者 .....	1
3. 令和4年度の議題.....	1
II. 騒音事件、騒音公害苦情相談の現状と課題.....	3
1. 公調委が扱った近年の騒音事件の状況 .....	3
(1) 騒音事件の処理状況.....	3
(2) 騒音事件処理における調査の実施状況 .....	6
(3) 地方自治体の対応との関係.....	8
(4) ヒアリング:神奈川県環境科学センターの横島潤紀氏 .....	9
(5) 公害苦情相談アドバイザーへのアンケート.....	9
(6) 市区町村・都道府県における公害苦情処理の動向 .....	10
(7) 市区町村、都道府県、公調委の役割分担と支援のあり方 .....	11
III. 公調委における騒音公害問題への対応.....	13
1. 公調委における騒音事件処理の現状.....	13
2. 騒音等の分野における専門委員の役割 .....	16
(1) 提出された測定データについて .....	16
(2) 現地調査における専門委員の役割と現地調査のポイント .....	17
(3) 職権調査における専門委員の役割とポイント.....	17
(4) 振動について.....	17
(5) 専門委員の意見書作成にあたって .....	18
3. 当面の実施課題 .....	19
4. 来年度の本研究会の課題.....	21
(1) 地方自治体による苦情処理への支援として.....	21
(2) 専門委員の意見形成における情報の共有について.....	21
(3) 当委員会における案件処理の迅速化について .....	21
(4) 騒音問題の紛争処理について.....	21

総務省公害等調整委員会  
令和 6 年 3 月